

参考資料

①これまでの振興の流れ

第1項

【関連データ：図表1～10】

高齢化の進展による人口構造の変化

- わが国は世界一の長寿国である一方、若年人口の減少の中で、他国に例をみない速度で高齢化が進んでいる。
- 昭和22年から26年の出生数は5年連続で年間200万人を超え、特に「団塊の世代」と呼ばれる前半3年間の出生数は250万人を超えている。団塊の世代は2007年時点で673万人を数え、総人口の5%強を占めている。2015年には団塊の世代すべてが65歳以上となり、高齢化の最大の上り坂を一気に駆け上がることになる。
- 2015年に向けては、特に都市部における急速な高齢化が予測される。一方、住民の半数以上を高齢者層（65歳以上）が占める、いわゆる「限界集落」地域は、2006年現在7878箇所であり、全集落の1割強を占めており、今後も増加が予測される。
- 急激な人口構造の変化に伴って、国民生活や地域の姿は大きく変貌するものと思われる。

第2項

【関連データ：図表11～22】

これまでのシルバーサービス振興策の動向

< 高齢者福祉施策の動向 >

- 世界でも比類ない速いスピードで高齢化が進むわが国では、様々な高齢者福祉施策が実施されてきた。
- 1962年の訪問介護事業創設を皮切りにまず在宅福祉対策にとりかかり、1970年からは社会福祉施設の緊急整備が行われた。福祉サービスが徐々に社会に浸透するなか、施策の統合化・体系化をはかるべく「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」（1989年）、次いで、福祉サービスの需要量の大幅な増加を踏まえ新ゴールドプラン

(1994年)、「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向(ゴールドプラン21)」(1999年)が策定されてきた。

- 2000年には、高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして「介護保険制度」が施行され、2005年には、「予防重視型システムの確立」等5つの柱にもとづく制度全般の見直しが行われた。

<シルバーサービス振興策の変遷>

- 行政施策の一方、シルバーサービス振興会設立(1987年)を皮切りとして、民間事業者主導のシルバーサービスも20年にわたり、拡大する高齢者サービスの担い手として精力的な展開を図ってきた。
- 高齢化の進展とともに増大する高齢者ニーズに対応するためには、措置制度による公的サービスだけでは、限界が生じたことがその背景にある。わが国において、介護保険制度の導入が実現した背景には、このような措置時代からの民間事業者によるサービス提供の蓄積があったことが指摘できる。
- 介護保険制度の施行は営利法人を含む民間事業者にとって新たなシルバーサービス供給体制を築くきっかけにもなった。民間事業者は利用者ニーズに応じた柔軟なサービス提供を担う機関として期待され、従来の社会資源と共に高齢社会を支える基盤として重要な役割を担うまでに成長した。
- シルバーサービス提供に際しては、消費者保護の視点を含め、社会的信頼の確保が重要視されてきている。例えば、「介護サービス情報の公表制度」によって、利用者への情報提供を充実させ、サービス提供事業者の透明性を高めていくなど、市場機能が適正に機能していくための環境整備、利用者である高齢者の安心・安全の提供に繋がるサービス提供の展開が求められている。
- 今後もシルバーサービス分野は、高齢者のニーズの量的増大・質的变化に応じていくために、さらなる変容と発展を続けていくことが期待される。

<介護保険制度による変革>

- 介護保険制度が社会に与えた影響として、第一に、

高齢者介護のあり方に変革をもたらしたことがあげられる。税方式から社会保険方式に転換したことで、利用者の給付と負担の関係が明確になり、利用者の選択により必要な介護サービスを総合的に受けられる利用者本位の仕組みとなった。

- 第二に、介護サービスという巨大な市場が創出され、制度施行以来民間営利法人の参入も顕著である。契約によるサービス利用となったことで、事業者間の競争によるサービスの質の向上、事業の効率化追求が促され、利用者から支持がえられれば、収益を上げることができる市場環境が整った。介護保険制度施行後7年を経て、要介護認定者数は400万人を超え、介護サービス供給規模は6兆円を超え、市民生活に不可欠な大きな市場が定着したと言える。
- 一方、2007年には、介護報酬の不正受給など、利用者の信頼を損ねるような事件もあり、介護サービス供給事業者は、今一度、利用者の信頼を取り戻すべく安心・安全なサービスの供給を行っていく必要がある。介護サービスは、公益性の高いサービスであり、利用者が安心してサービスを利用できる土壌づくりは、官と民が車輪の両輪として、取り組む必要がある。

② 2015年の高齢者像

第1項

【関連データ：図表23～34】

多様性に富む高齢者

<多様な生活スタイルを築く高齢者>

- 「高齢者」といえば、定年後あるいは子育てを終え悠々自適に老後生活を送り、やがて老いていく、そのような画一的なイメージが従来まではあったように思われる。しかし、今日的にはその実態は多様であり、2015年に向けてはさらに多様性が増していくと考える。
- たとえば、可能な限り現役で就労に勤しむ者も

増えるだろうし、経済的に余裕ある者は趣味や社会参加を楽しみ、大学に再入学する者など、第二・第三の人生をどのように設計するか、高齢期の生き方・過ごし方には、様々な選択肢が増えていくことが予想される。

- 特に、これからの高齢者は「社会の担い手」としての期待も大きく、雇用者としての就労、起業、地域社会における社会的活動などの活発化が見込まれる。

< 身体的に多様な高齢者 >

- また、身体面の自立度も個人差が増していくことが予想される。生活習慣病対策・介護予防といった健康増進の取組みが浸透する中で、食事や運動などの健康管理を強く意識する人と意識の薄い人の差が広がり、年齢に応じた身体状態も健康な高齢者、疾患を持つ高齢者、要介護高齢者など、多様化が進む可能性がある。

< 経済的に多様な高齢者 >

- 格差社会が懸念される今日であるが、2015年においては、世帯形態の多様化、就労形態の多様化、個人の価値観の多様化など、様々な要因により、経済的にも多様な高齢者像が想定される。

< 多様な居住環境で暮らす高齢者 >

- 長寿化の進行により、どこでどのように高齢期を暮らすかは、これまで以上に個人にとって重要な生活課題となる。価値観の多様化に伴い、社会資源の整った都市で生活する層と、自然環境の豊かな地方で生活する層、あるいは積極的に海外居住を求める層と多様化し、様々な居住環境で過ごす高齢者が現れることが予測される。

第2項

【関連データ：図表 37～40】

市場を拡大・創出する高齢者

< 団塊の世代の特徴 >

- 戦後の復興期に生まれた団塊の世代は、家庭や

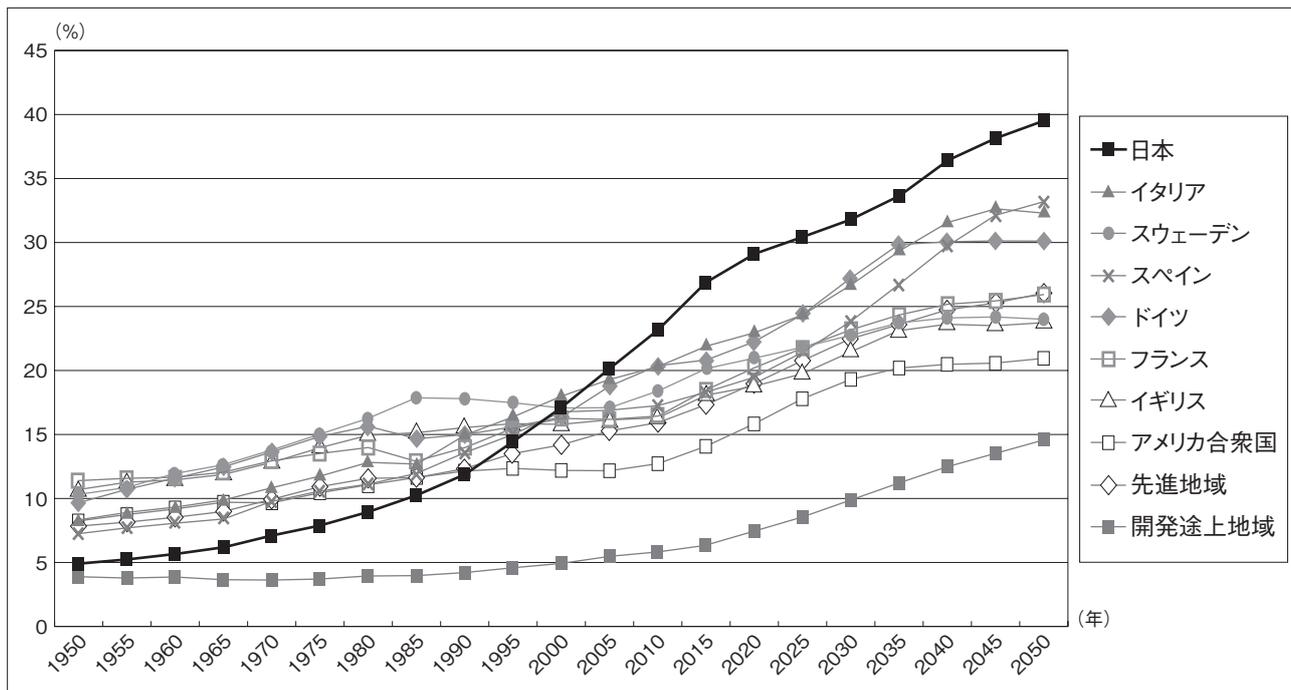
社会が変わる様をまさに目の当たりに見て育った世代である。

- 団塊の世代は、人口の最も多いコーホートとして、進学、就労、世帯形成、結婚、出産などのライフステージごとに社会経済に多くの影響を与えてきた。人口規模が大きいことにより「規模の経済」が働き、産業の牽引的な役割を果たすとともに、数多の流行、文化・社会現象を生んできた。
- 友達夫婦、友達家族を実践する中で、核家族として様々な消費ニーズを生んできたこの世代は、従来世代の価値観にとらわれることなく、今後も個人の価値観に基づく独自のスタイルを生み出していくことが予想される。

< 拡大するシルバーサービス市場規模 >

- 団塊の世代は、2015年には65歳以上となり、多くが定年の時期を迎え、退職金規模は、市場に相当のインパクトを与えることが予測される。
- 退職者数と退職金平均額の統計を使用し試算すると、団塊の世代の退職金総額は、約54兆円の規模になることが推計される。
- 2015年、わが国の全人口の4分の1を高齢者が占める社会において、「消費者」としての高齢者層の動きは、市場に様々な影響と変化をもたらしていくであろう。高齢者人口の保有資産（預貯金等）が、様々な消費として市場に流れていけば、わが国の経済に相当なインパクトを与えるものと思われる。60歳以上人口の消費支出が一般消費全体に占める割合について単純に試算してみると、2005年時点では35.1%、2015年に至っては、42.3%まで拡大することが見込まれることが推計される。
- 民間事業者としては、多様化する高齢者の実像を的確に把握し、そのニーズに応じていくための創意工夫を積み重ねていくことで、シルバーサービス市場を拡大していくことが期待される。

図表1 世界の高齢化率の推移と推計



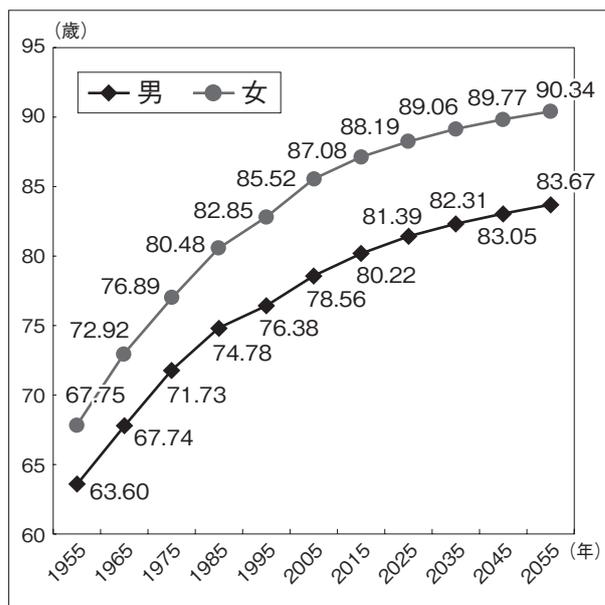
資料：UN, World Population Prospects: The 2006 Revision ただし日本は、総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)の出生中位・死亡中位仮定による推計結果による。
 注：先進地域とは、北部アメリカ、日本、ヨーロッパ、オーストラリア及びニュージーランドをいう。
 開発途上地域とは、アフリカ、アジア(日本を除く)、中南米、メラネシア、ミクロネシア、ポリネシアからなる地域をいう。
 出典：内閣府「平成19年版 高齢社会白書」より作成

図表2 先進諸国における高齢化の進展(倍化年数)

	65歳以上人口割合 (到達年次)		倍化年数 (年間)
	7%	14%	7%→14%
シンガポール	2000	2016	16
韓国	2000	2017	17
日本	1970	1994	24
中国	2001	2026	25
ドイツ	1932	1972	40
スペイン	1947	1992	45
イギリス	1929	1975	46
イタリア	1927	1988	61
カナダ	1945	2010	65
オーストラリア	1939	2010	71
アメリカ	1942	2015	73
スウェーデン	1887	1972	85
フランス	1864	1979	115

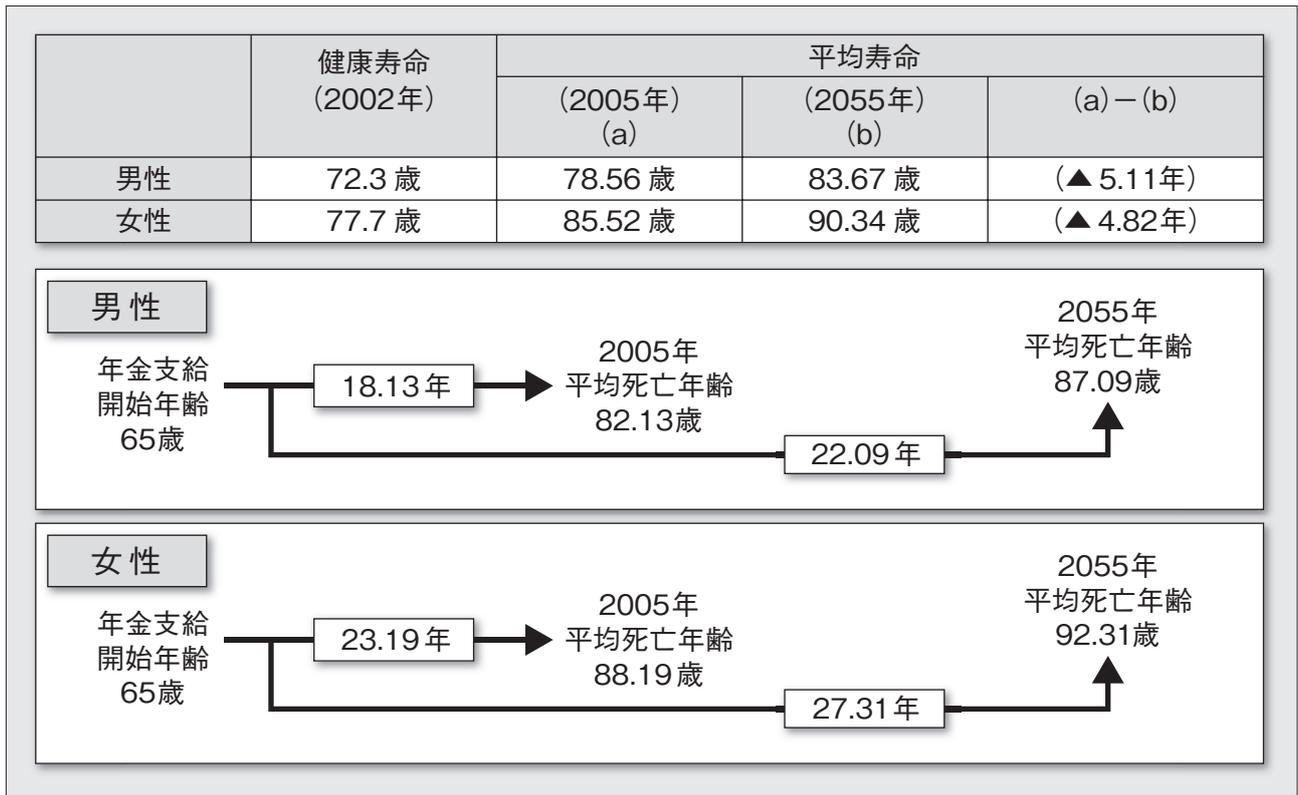
出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2008)」より作成

図表3 平均寿命の推移と推計



出典：2005年までは厚生労働省「完全生命表」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」の死亡中位仮定による推計結果より作成

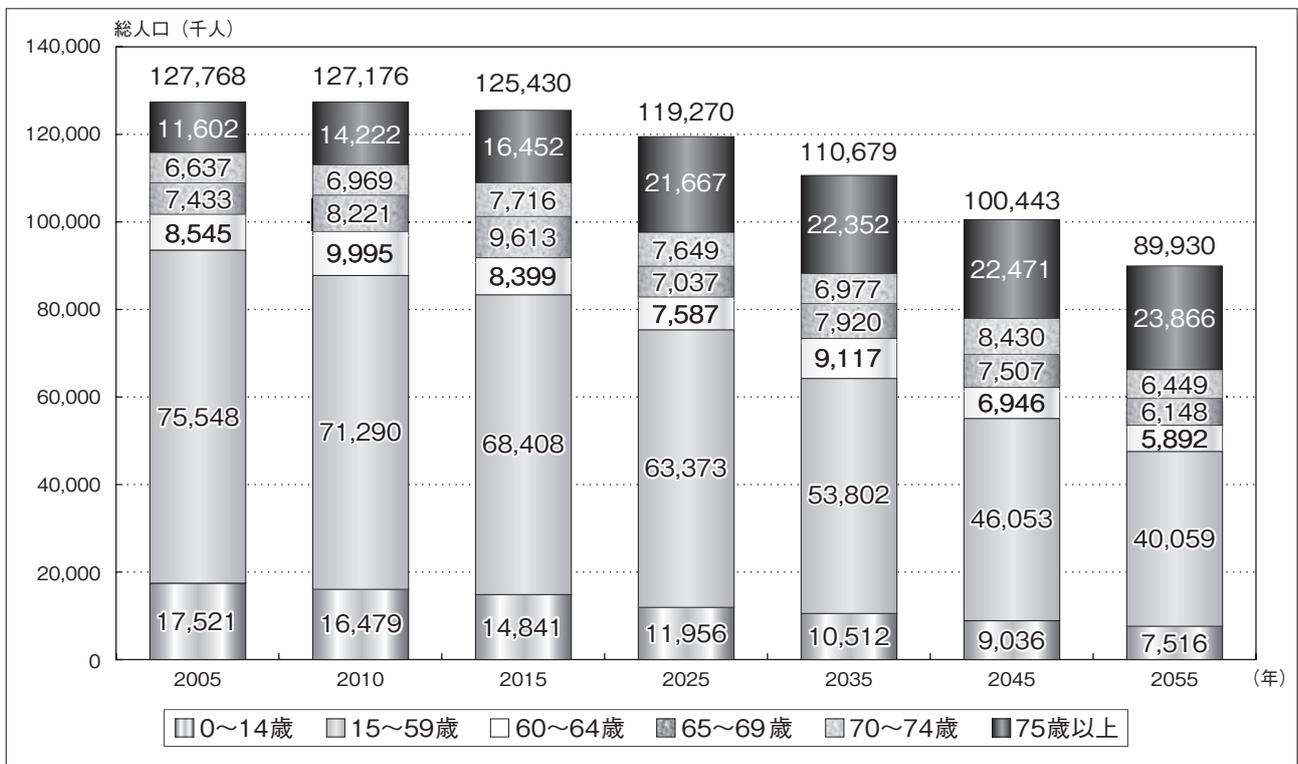
図表4 健康寿命と平均余命



注：健康寿命は平成14年の数値。

出典：厚生労働省「第20回生命表（完全生命表）」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果、世界保健機関資料より作成

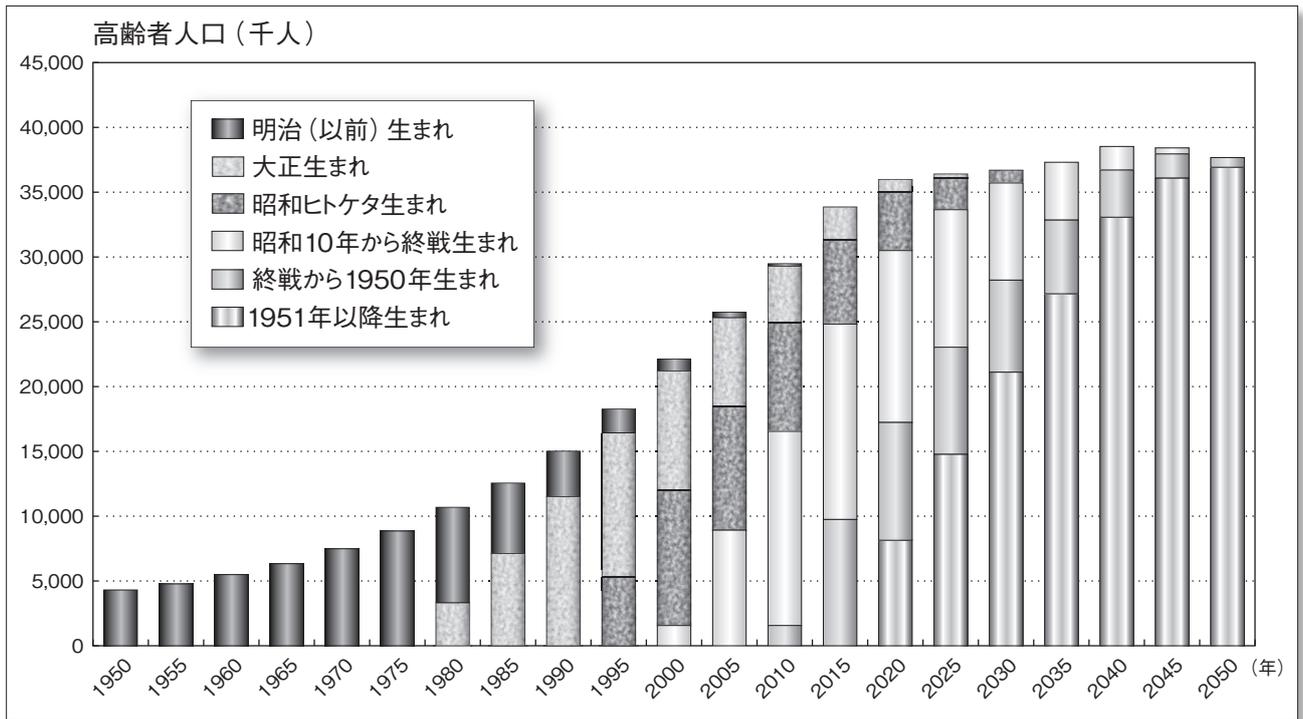
図表5 年齢区分別将来人口推計



注：2005年の総数は年齢不詳を含む。

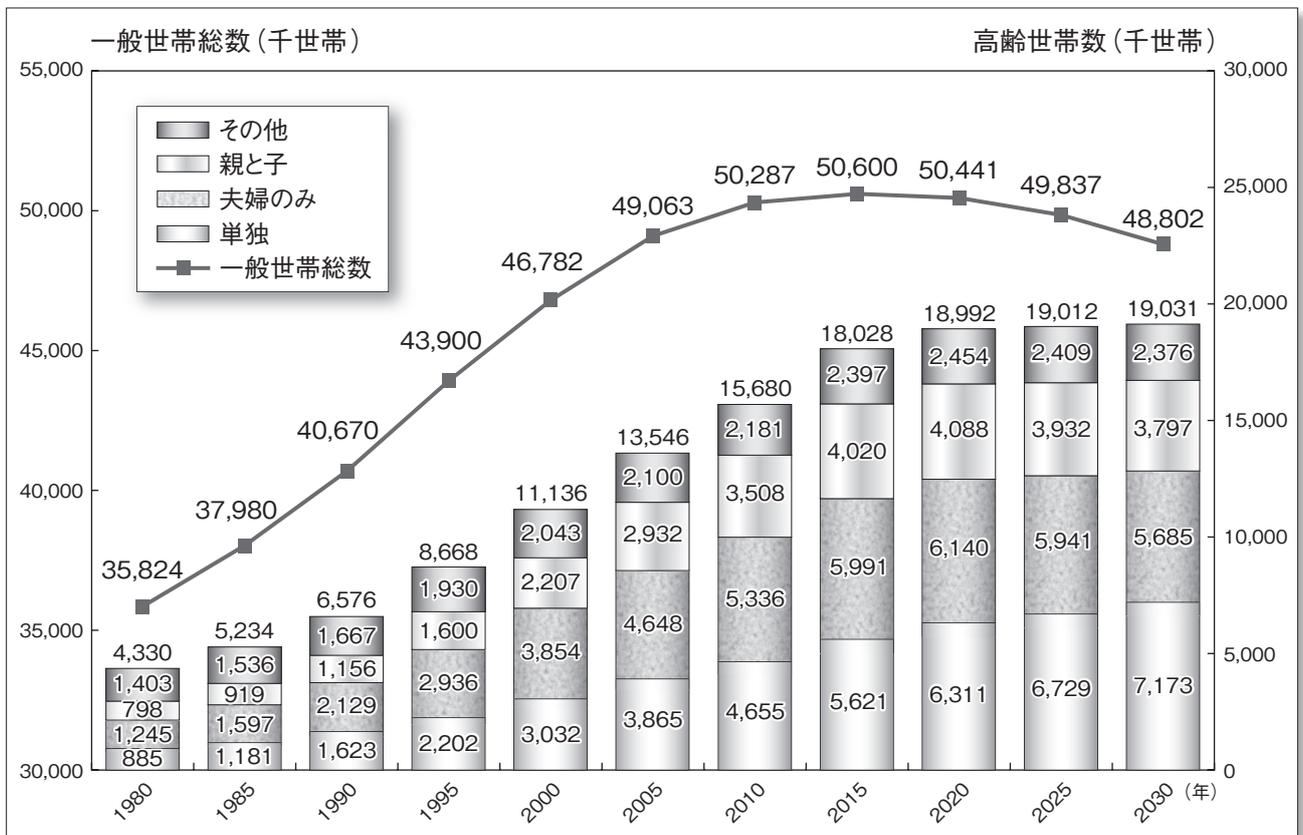
出典：2005年は総務省「国勢調査」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果より作成

図表6 コーホート別の高齢者人口の推移



出典：2005年までは総務省統計局「国勢調査」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」より作成

図表7 高齢世帯数の推移



出典：平成12年までは総務省「国勢調査」（昭和55年の家族類型別世帯数は20%抽出推計結果による）
平成17年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」（平成20年3月推計）」より作成

図表 8 団塊の世代の人口規模

生年	出生数 (千人)	出生率 : 対人口 千人あたり(人)	乳児死亡率 : 対出生 千人あたり(人)	2007(平成19)年10月1日人口(千人)			現在(2008 (平成20)) の年齢
				計	男	女	
1947(昭和22)	2,679	34.3	76.7	2,161	1,065	1,096	61歳
1948(昭和23)	2,682	33.5	61.7	2,276	1,123	1,153	60歳
1949(昭和24)	2,697	33.0	62.5	2,293	1,134	1,160	59歳
1950(昭和25)	2,338	28.1	60.1	2,092	1,034	1,057	58歳
1951(昭和26)	2,138	25.3	57.5	1,943	963	979	57歳
合計	12,534			10,765	5,319	5,445	

注：昭和22～24年生まれが狭義の団塊の世代

計673万人⇒総人口の5.3%

出典：厚生労働省「人口動態統計」、総務省統計局「平成19年10月1日現在推計人口」より作成

図表 9 都道府県別の高齢者人口の増加予測

		高齢者人口				高齢化率	
		2005(万人)	2015(万人)	2005⇒2015		2005(%)	2015(%)
				増加数(万人)	増加率(%)		
1	埼玉県	116	179	63	54%	16.4	25.5
2	千葉県	106	159	53	50%	17.6	26.2
3	神奈川県	148	218	69	46%	16.9	24.2
4	大阪府	164	232	67	41%	18.7	27.0
4	愛知県	125	177	52	41%	17.3	24.0
6	(東京都)	232	315	83	35%	18.5	24.2
	：	：	：	：	：	：	：
	(全国平均)	2576	3378	802	31%	20.2	26.9
	：	：	：	：	：	：	：
43	岩手県	34	39	5	14%	24.6	30.3
44	秋田県	30	34	3	11%	26.9	33.1
44	島根県	20	22	2	11%	27.1	32.6
46	鹿児島県	43	47	4	10%	24.8	28.9
46	山梨県	31	34	3	10%	25.5	30.2

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計)より作成

図表 10 高齢者が半数以上を占める集落(限界集落)の地域別状況

	集落人口に対する高齢者(65歳以上)の割合				集落合計
	50%以上(限界集落)		うち100%		
	数	割合	数	割合	
北海道	319	8.0%	18	0.5%	3,998
東北圏	736	5.8%	41	0.3%	12,727
首都圏	302	12.0%	6	0.2%	2,511
北陸圏	216	12.9%	22	1.3%	1,673
中部圏	613	15.7%	44	1.1%	3,903
近畿圏	417	15.2%	20	0.7%	2,749
中国圏	2,270	18.1%	138	1.1%	12,551
四国圏	1,357	20.6%	83	1.3%	6,595
九州圏	1,635	10.7%	58	0.4%	15,277
沖縄県	13	4.5%	1	0.3%	289
合計	7,878	12.7%	431	0.7%	62,273

注：『限界集落』という用語については、必ずしも明確な定義が確立しているとはいえないが、ここでは『65歳以上の高齢者が集落人口の半数以上の集落』とした。

出典：国土交通省「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現状把握調査(最終報告)」(平成18年度)の(図表編)より作成

図表 11 高齢者福祉施策の動向

1960 年代	高齢者福祉の創設
1962 (昭和 37)	訪問介護 (ホームヘルプサービス) 事業の創設
1963 (昭和 38)	老人福祉法制定
1968 (昭和 43)	老人社会活動促進事業の創設 (無料職業紹介など)
1969 (昭和 44)	日常生活用具給付等事業の創設 寝たきり老人対策事業 (訪問介護、訪問健康診査など) の開始
1970 年代	老人医療費の増加
1970 (昭和 45)	社会福祉施設緊急整備 5 年計画の策定
1971 (昭和 46)	中高年齢者等雇用促進特別措置法制定 (シルバー人材センター)
1973 (昭和 48)	老人医療費無料化
1978 (昭和 53)	老人短期入所生活介護 (ショートステイ) 事業の創設 国民健康づくり対策
1979 (昭和 54)	日帰り介護 (デイサービス) 事業の創設
1980 年代	保健・医療・福祉の連携と在宅サービスの重視
1982 (昭和 57)	老人保健法制定 (医療費の一部負担の導入、老人保健事業の規定) ホームヘルプサービス事業の所得制限引き上げ (所得税課税世帯に拡大、有料制の導入)
1986 (昭和 61)	地方分権法による老人福祉法改正 (団体委任事務化、ショートステイ・デイサービスの法制化)
1987 (昭和 62)	老人保健法改正 (老人保健施設の創設) 社会福祉士及び介護福祉士法制定
1988 (昭和 63)	第 1 回 全国健康福祉祭 (ねんりんピック) の開催 第 2 次国民健康づくり対策
1989 (平成元)	高齢者保健福祉推進十か年戦略 (ゴールドプラン) の策定 健康長寿のまちづくり事業の創設
1990 年代	計画的な高齢者保健福祉の推進
1990 (平成 2)	福祉 8 法改正 (在宅サービスの推進、福祉サービスの市町村への一元化、老人保健福祉計画) 寝たきり老人ゼロ作戦 在宅介護支援センターの創設 介護利用型軽費老人ホーム (ケアハウス) の創設 高齢者世話付住宅 (シルバーハウジング) 生活援助員派遣事業の創設
1991 (平成 3)	老人保健法改正 (老人訪問看護制度創設)
1992 (平成 4)	福祉人材確保法 (社会福祉事業法等の改正)
1993 (平成 5)	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律制定
1994 (平成 6)	新・高齢者保健福祉推進十か年戦略 (新ゴールドプラン) の策定
1995 (平成 7)	高齢社会対策基本法制定
1996 (平成 8)	高齢社会対策大綱の策定 (閣議決定)
1997 (平成 9)	介護保険法制定 痴呆対応型老人共同生活援助事業 (認知症 (痴呆性) 高齢者グループホーム) の創設
1999 (平成 11)	今後 5 か年間の高齢者保健福祉施策の方向 (ゴールドプラン 21) の策定 介護休業の義務化
2000 年代	新たな介護制度の開始
2000 (平成 12)	介護保険法施行 新しい高齢社会対策大綱の策定 (閣議決定)
2001 (平成 13)	介護保険制度の見直しに関する意見 (社会保障審議会介護保険部会報告)
2004 (平成 16)	「被保険者・受給者の範囲」の拡大に関する意見 (社会保障審議会介護保険部会報告)
2005 (平成 17)	介護保険改正法公布、介護保険改正法一部施行 (食費、居住費)
2006 (平成 18)	介護保険改正法施行

出典：社会保障入門編集委員会「社会保障入門 (平成 17 年)」(中央法規)より作成

図表 12 シルバーサービス振興の動向

時期	内容
1985 (昭和60)	<ul style="list-style-type: none"> ○「老人福祉のあり方について(建議)」(社会保障制度審議会) ～民間企業の活用と規制～ <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政がいたずらに排除や規制を行ったり、民間サービスと競合するようなサービスの提供をすべきでない。 ・ 民間企業の社会的責任の自覚が強く望まれる。 ・ 行政側も、通常の消費者保護行政以上のきめ細やかな配慮が必要である。 ・ 消費者たる老人が正しい選択をすることができるよう、情報提供のシステムを早期整備する必要がある。 ○ 厚生省にシルバーサービス振興指導室の設置
1986 (昭和61)	<ul style="list-style-type: none"> ○「高齢者対策企画推進本部報告」(厚生省) <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間活力の導入、活用 ○「長寿社会対策大綱について」(閣議決定) <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の創意と工夫を生かしたサービスを活用し、多様化しかつ高度化するニーズに対しきめ細やかな対応を図る。 ・ 私的サービスの育成、活用 ○「シルバー産業の振興に関する研究報告書」(高齢化に対応した新しい民間活力の振興に関する研究会) ○ シルバーサービス振興会設立準備委員会 設置
1987 (昭和62)	<ul style="list-style-type: none"> ○ シルバーサービス振興会設立 ○「今後のシルバーサービスのあり方について」(福祉関係3審議会合同企画分科会意見具申) ～シルバーサービスの健全育成の必要性～ <p>「今後の老人福祉政策のあり方としては、これまでの公的施策の一層の推進とあいまって、民間部門の創意工夫を生かした多様なサービスの健全な育成が必要である。」</p> ～健全育成の方策～ <p>「民間事業者の創造性、効率性を損なうことのないよう十分配慮しつつ、国、地方を通ずる行政による適切な指導とあいまって、サービス供給者である民間事業者自身がその倫理を確立し、高齢者の信頼にこたえとともに高齢者の心身の特性に十分配慮するという認識のもとでサービスの質の向上を図るための自主的な措置をとることが求められる。」</p>
1988 (昭和63)	<ul style="list-style-type: none"> ○ シルバーサービス振興会倫理綱領策定 ○ 民間事業者による在宅介護サービス及び在宅入浴サービスのガイドラインの制定 ○ 有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正
1989 (平成元)	<ul style="list-style-type: none"> ○「当面の有料老人ホームのあり方について」(中社審老人福祉専門分科会意見具申) <ul style="list-style-type: none"> ・ 有料老人ホームについての見直し ○「今後の社会福祉のあり方について」(福祉関係3審議会合同企画分科会意見具申) ～民間シルバーサービスの健全育成～ <p>「今後ますます増大、多様化する国民の福祉需要に対応していくため、公的福祉施策の一層の拡充を図るとともに、有料老人ホームといった民間シルバーサービスに</p>

	<p>代表される民間福祉サービスについては、その利用者が高齢者や障害者等であることに鑑み、利用者保護の観点に十分考慮しつつ健全育成策を積極的に展開する必要がある。」</p> <p>～福祉サービスの供給主体のあり方～</p> <p>「シルバーサービス等民間事業者により提供される福祉サービスについては、従来どおり、直接的な規制の強化によってではなく行政指導と相まって民間事業者自身による自主規制を求めるとともに、公的な政策融資等を一層充実することによりその健全な育成に努める必要がある。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律 ○ シルバーマーク制度創設（在宅介護サービス・在宅入浴サービス） ○ 「ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進十か年戦略）」の策定
1990（平成2）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉8法改正 ○ 民間事業者による介護用品・介護機器賃貸サービスのガイドラインの制定 ○ シルバーマーク制度を福祉機器・介護用品レンタルサービスに導入
1991（平成3）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 老人保健法改正 ○ 老人福祉法の一部改正 ○ 有料老人ホーム設置運営指導指針の全部改正 ○ シルバーサービス振興指導室を廃止し、大臣官房老人保健福祉部老人福祉振興課の設置 ○ シルバーマーク制度を一般型有料老人ホームに導入
1992（平成4）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉人材確保法制定 ○ 介護専用型有料老人ホーム設置運営指導指針の制定 ○ シルバーマーク制度を介護専用型有料老人ホームに導入
1993（平成5）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「高齢者施策の基本方向に関する懇談会」（中社審老人福祉専門分科会、老人保健審議会、公衆衛生審議会老人保健部会） <ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの質と評価 「第三者による評価を基本として、サービスを客観的に評価する手法を導入すべき。」 ○ 「老人福祉施策において当面講ずべき措置について（意見具申）」（中社審老人福祉専門分科会） <p>～サービスの質の評価の推進～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「民間のシルバーサービスについても利用者本位のサービス提供が重要であり、サービスの質の確保・向上に向けた一層の取組みが求められる。」 ・ 民間サービス サービス提供主体の拡大と公の責任による消費者保護の立場に立った対策
1994（平成6）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「21世紀福祉ビジョン」（高齢社会福祉ビジョン懇談会） <ul style="list-style-type: none"> ・ いつでもどこでも受けられる介護サービス 「現在、介護サービスについては、そもそもサービス量が十分でないこと、……ニーズに対応する多様な民間サービスの健全な発達が必ずしも十分でないこと、などの問題がある。」

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新ゴールドプランの策定 ・ 21世紀に向けた介護システムの構築 「多様なサービス提供機関の健全な競争により、質の高いサービスが提供されるシステムの構築」 ○ 老人福祉法の一部改正 ○ 「高齢者保健福祉推進十か年戦略の見直しについて（新ゴールドプラン）」（大蔵・厚生・自治3大臣合意） ・ 公的サービスに加え、民間サービスの積極的な活用によるサービス供給の多様化・弾力化を推進。 ・ 民間サービスの質を確保する観点から、シルバーマーク制度の普及等サービス評価体制の確立。 ○ シルバーマーク制度を福祉用具販売サービスに導入
1995（平成7）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「有料老人ホームの健全育成及び処遇の向上に関する検討会」報告（老人保健福祉局長私的諮問機関） ○ シルバーサービス振興長期構想（長期ビジョン）報告書（シルバーサービス振興策定委員会）
1996（平成8）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「介護保険制度の制定について」（社会保障審議会答申） 「利用者が選択できる道をひらくためにも、サービス供給の充実、対応が必要でサービスの質を確保しつつ民間部門の活動も導入されなければならない。」 ○ 「高齢社会対策大綱」（閣議決定） ・ 民間事業者等によるサービスの活用 「健康・福祉に係るサービスに対する需要の高度化及び多様化に的確にこたえるとともに、サービスの効率化を図るため、民間事業者によるサービスを積極的に活用することとし、介護サービスの供給主体に対する規制の緩和を進めて、その参入を促進するとともに、融資制度の活用等により民間事業者の健全な育成を図り、介護関係の市場や雇用の拡大を目指す。また、質の確保の観点から、適切なサービス評価体制の確立を図る。」 ○ 「介護保険制度の創設に向けた与党合意事項」（自民・社民・さきがけ与党3党） 解決すべき懸念事項 「民間活力の積極的な活用を図るため、規制緩和を積極的に推進するとともに、民間保険・民間非営利サービスとの適切な連携がとれる柔軟な制度の仕組みを検討する。」 ○ 「規制緩和の推進に関する意見（第2次）」（行政改革委員会意見） シルバーマーク制度に係る国の関与の撤廃により、競争推進の必要性について言及 ○ シルバーマーク制度を在宅配食サービスに導入
1997（平成9）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「在宅医療の推進に関する検討会」より報告書（21世紀に向けての在宅医療について）を公表 ○ 「有料老人ホームの設置運営指導指針について」の改定
1998（平成10）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年金審議会「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」取りまとめ ○ 医療保険福祉審議会制度企画部会が意見書「高齢者に関する保険医療制度の

	<p>あり方について]をとりまとめ公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会が「社会福祉基礎構造改革を進めるに当たって(追加意見)」を公表 ○ 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の公布
1999(平成11)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生省所管行政に係る規制緩和要望及びその検討状況について発表
2000(平成12)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「国民年金法等の一部を改正する法律」公布 ○ 「有料老人ホームの設置運営指導指針について」一部改正 ○ ゴールドプラン21スタート ○ 介護保険法施行
2001(平成13)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」施行 ○ 身体拘束ゼロに役立つ福祉用具・居住環境の工夫(身体拘束ゼロ作戦推進会議ハード改善分科会) ○ シルバーマーク制度の改定
2002(平成14)	<ul style="list-style-type: none"> ○ シルバーマーク認定基準・制度実施要綱改訂
2003(平成15)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「2015年の高齢者介護」報告書(高齢者介護研究会) ○ 高齢者介護に関する世論調査(内閣府大臣官房政府広報室) ○ 「有料老人ホームの表示の適正化に向けて」報告書(公正取引委員会/有料老人ホームの表示に関する検討会) ○ 福祉用具の消毒工程管理認定制度の創設
2004(平成16)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者リハビリテーション研究会報告書 ○ 「介護保険見直しに関する意見」(社会保障審議会介護保険部会) ○ 「被保険者・受給者の範囲」の拡大に関する意見(社会保障審議会介護保険部会) ○ 「介護保険制度改革の全体像～持続可能な介護保険制度の構築～」
2005(平成17)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「個人情報保護に関する法律」施行 ○ 介護保険改正法公布 ○ 介護予防市町村モデル事業報告書 ○ 介護保険改正法一部施行(食費、居住費)
2006(平成18)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護保険改正法施行 ○ 「介護サービス情報の公表」制度導入
2007(平成19)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「介護事業運営の適正化に関する有識者会議」 ○ 介護サービス事業の実態把握のためのワーキングチーム(社会保障審議会介護給付費分科会) ○ 「介護事業運営の適正化に関する有識者会議」報告書 ○ 介護事業運営の適正化に関する意見(社会保障審議会介護保険部会)

出典：シルバーサービス振興会作成

図表 13 介護保険被保険者数・要介護認定者数の推移と予測

<介護保険被保険者数の推移と予測>

	2000年4月末	2006年2月末	2015年	2025年
被保険者数	2,165万人	2,579万人	3,300万人	3,500万人

<要介護認定を受けた人数の推移と予測>

	2000年4月末	2006年2月末	2014年
認定者数	218万人	430万人	640万人(現行推移) 600万人(予防効果)
利用者(居宅)	97万人	265万人	—
利用者(施設)	52万人	80万人	—

出典：厚生労働省資料(平成18年度)

図表 14 認知症高齢者数の推移と予測

	2005年	2015年	2025年	2035年
自立度Ⅱ以上(万人)	169	250	323	376
65歳以上人口比率(%)	6.7	7.6	9.3	10.7
うち自立度Ⅲ以上(万人)	90	135	176	205
65歳以上人口比率(%)	3.6	4.1	5.1	5.8

※自立度Ⅱ：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる

※自立度Ⅲ：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々みられ、介護を必要とする

出典：厚生労働省資料(平成14年9月推計)

図表 15 給付費負担割合(全国ベース)と財源構成(2007年度)

給付費負担割合(全国ベース)				財源構成(億円)			
公費	50%	国	20%(居宅)	11,871	総給付費		
		25%(居宅)	定率				
		20%(施設等)	15%(施設等)				
		調整交付5%	3,335				
都道府県	12.5%(居宅)	17.5%(施設等)	9,804	66,691			
					市町村	12.5%	8,336
					第1号保険料	19%	12,671
保険料	50%	第2号保険料	31%	20,676			

注：上乗せ給付及び市町村特別給付は考慮していない。

出典：椋野美智子・田中耕太郎「はじめての社会保障」、有斐閣(平成19年)

図表 16 開設主体別事業所数の構成割合

【居宅サービス】

平成18年10月1日現在

	事業所数 (箇所)	構成割合 (%)										
		総数	地方 公共 団体	公的・ 社会保 険関係 団体	社会 福祉 法人	医療 法人	社団・ 財団 法人	協同 組合	営利 法人 (会社)	特定非 営利活 動法人 (NPO)	その他	
訪問系	訪問介護	20,948	100	0.6	...	26.2	7.5	1.4	3.6	54.3	5.7	0.8
	訪問入浴介護	2,245	100	1.0	...	57.7	2.6	1.0	1.0	35.8	0.8	0.1
	訪問看護ステーション	5,470	100	3.9	1.6	9.2	44.4	15.1	5.3	18.7	0.9	0.7
通所系	通所介護	19,409	100	1.5	...	45.3	8.2	0.8	1.9	36.2	5.5	0.6
	通所リハビリテーション	6,278	100	3.3	1.4	8.8	75.5	3.1	...	0.1	...	7.9
	介護老人保健施設	3,288	100	4.5	2.1	15.7	73.9	3.1	...	・	...	0.8
	医療施設	2,990	100	2.0	0.6	1.2	77.3	3.0	...	0.2	...	15.7
その他	短期入所生活介護	6,664	100	4.2	...	86.6	2.5	0.1	0.4	5.7	0.3	0.2
	短期入所療養介護	5,437	100	5.1	1.8	10.0	76.0	2.9	...	0.0	...	4.2
	介護老人保健施設	3,340	100	4.4	2.0	15.6	74.1	3.1	...	・	...	0.8
	医療施設	2,097	100	6.2	1.5	1.0	79.0	2.7	...	0.0	...	9.6
	特定施設入居者生活介護	1,941	100	0.2	...	17.1	0.6	1.1	0.3	79.0	0.5	1.3
	福祉用具貸与	6,051	100	0.1	...	3.7	2.1	0.4	3.3	88.9	0.9	0.6
	特定福祉用具販売	5,299	100	0.0	...	1.5	1.1	0.3	2.8	93.3	0.7	0.3
地域密着型サービス事業所	夜間対応型訪問介護	12	100	-	...	8.3	-	-	-	91.7	-	-
	認知症対応型通所介護	2,484	100	0.8	...	58.1	10.9	1.2	1.5	21.8	5.3	0.4
	小規模多機能型居宅介護	187	100	0.5	...	21.9	13.9	2.1	1.1	46.5	13.4	0.5
	認知症対応型共同生活介護	8,350	100	0.2	...	21.9	18.6	0.3	0.4	52.9	5.4	0.3
	地域密着型特定施設入居者生活介護	23	100	-	...	26.1	4.3	-	-	65.2	4.3	-
	地域密着型介護老人福祉施設	43	100	16.3	-	83.7	・	-	-
	介護予防支援事業所(地域包括支援センター)	3,292	100	34.6	...	45.3	12.2	4.3	1.1	1.9	0.5	0.2
居宅介護支援事業所	27,571	100	2.3	...	30.6	21.1	3.8	3.5	34.8	3.0	0.9	

【施設サービス】

平成18年10月1日現在

	施設数 (箇所)	構成割合 (%)											
		総数	都道 府県	市区 町村	広域連 合・一 部事務 組合	日本赤 十字社・ 社会保 険関係 団体	社会 福祉 協議会	社会 福祉 法人	医療 法人	社団・ 財団 法人	その他 の法人	その他	
介護保険施設	介護老人福祉施設	5,716	100	0.6	5.8	2.3	0.1	0.2	91.0	・	-	...	-
	介護老人保健施設	3,391	100	0.1	3.8	0.5	2.0	0.1	15.7	74.0	3.1	0.7	-
	介護療養型医療施設	2,929	100	0.1	5.1	0.3	1.3	-	1.1	77.7	2.5	0.6	11.2

注：計数のない場合「-」、統計項目のありえない場合「・」、計数不明又は計数を表章することが不適当な場合「...」、表章単位の1/2未満の場合「0.0」とした。

出典：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（平成18年度）

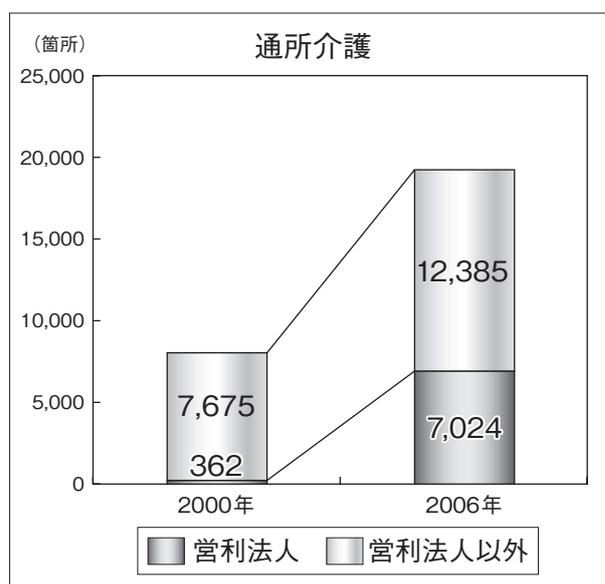
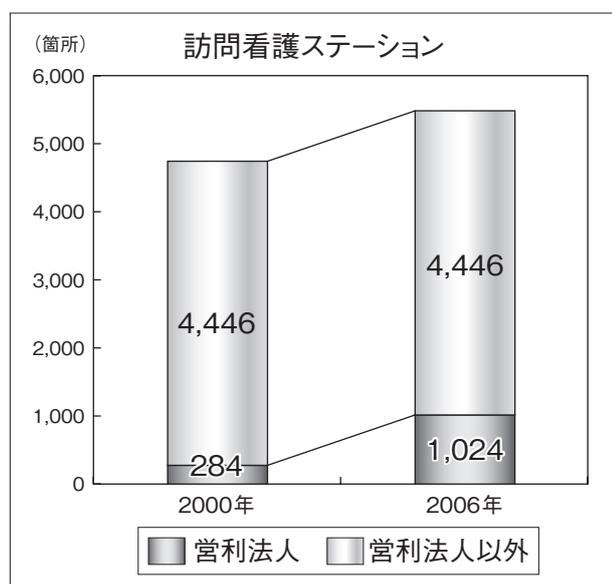
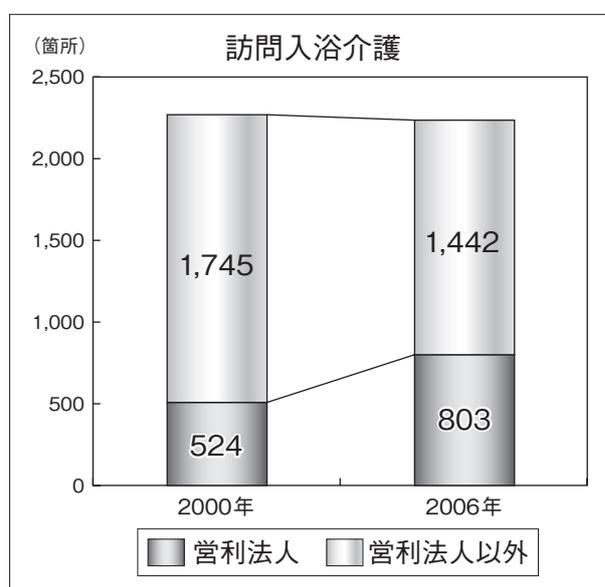
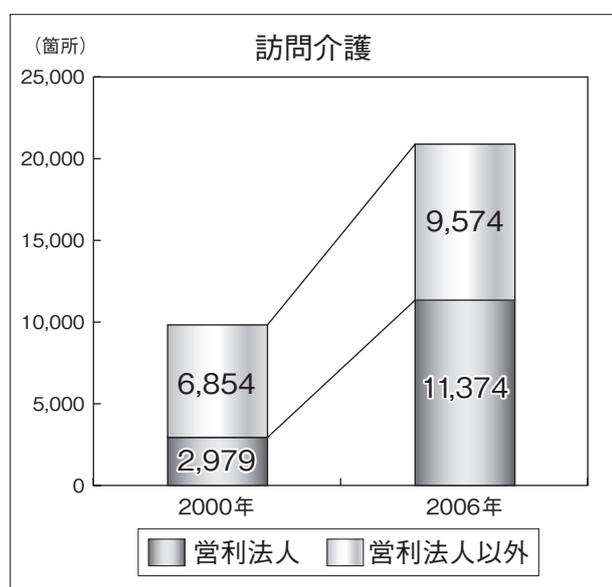
図表 17 主な介護サービス事業所・施設数の推移

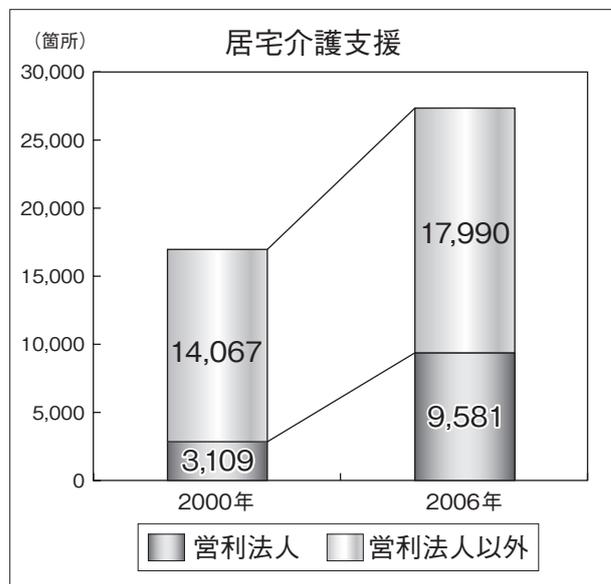
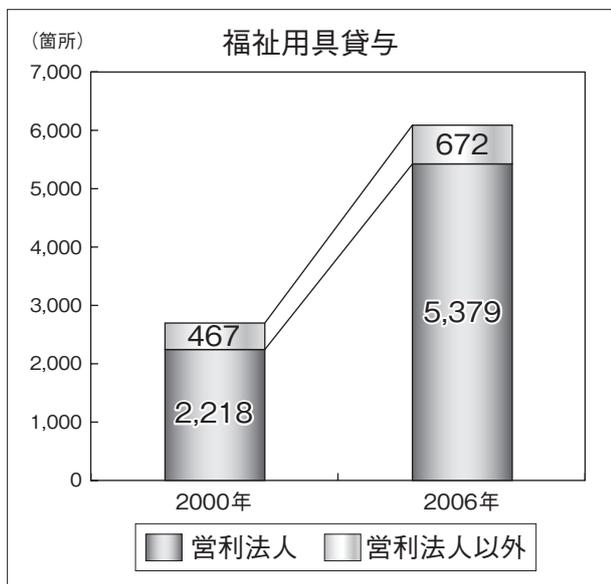
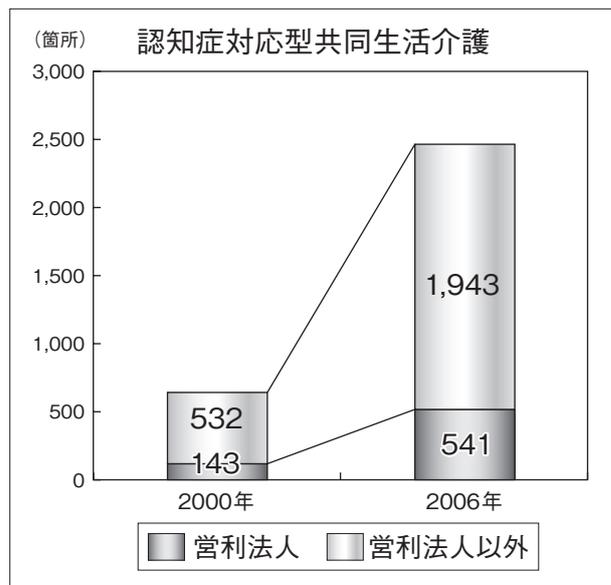
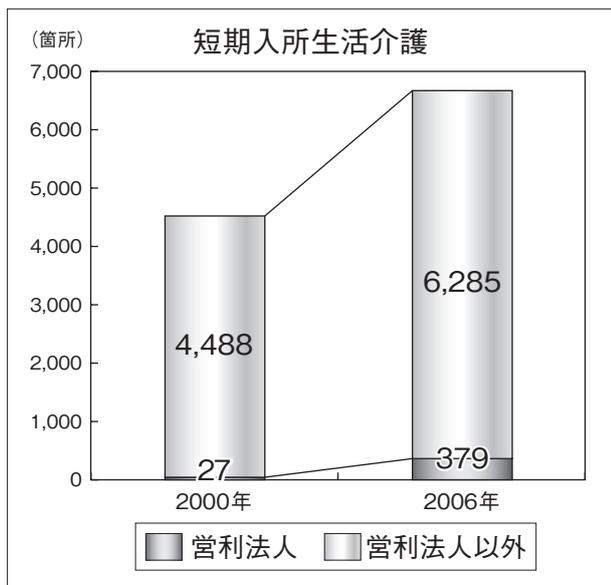
(単位：箇所)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	12年→18年伸率
訪問介護	9,833	11,664	12,346	15,701	17,274	20,618	20,948	113.0%
通所介護	8,037	9,138	10,485	12,498	14,725	17,652	19,409	141.5%
通所リハビリテーション	4,911	5,441	5,568	5,732	5,869	6,093	6,278	27.8%
認知症対応型共同生活介護	675	1,273	2,210	3,665	5,449	7,084	8,350	1137.0%
居宅介護支援	17,176	19,890	20,694	23,184	24,331	27,304	27,571	60.5%
介護老人福祉施設	4,463	4,651	4,870	5,084	5,291	5,553	5,716	28.1%
介護老人保健施設	2,667	2,779	2,872	3,013	3,131	3,278	3,391	27.1%
介護療養型医療施設	3,862	3,792	3,903	3,817	3,717	3,400	2,929	-24.2%
上記事業所計	70,479	79,673	85,158	96,472	105,190	112,787	94,592	34.2%

出典：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

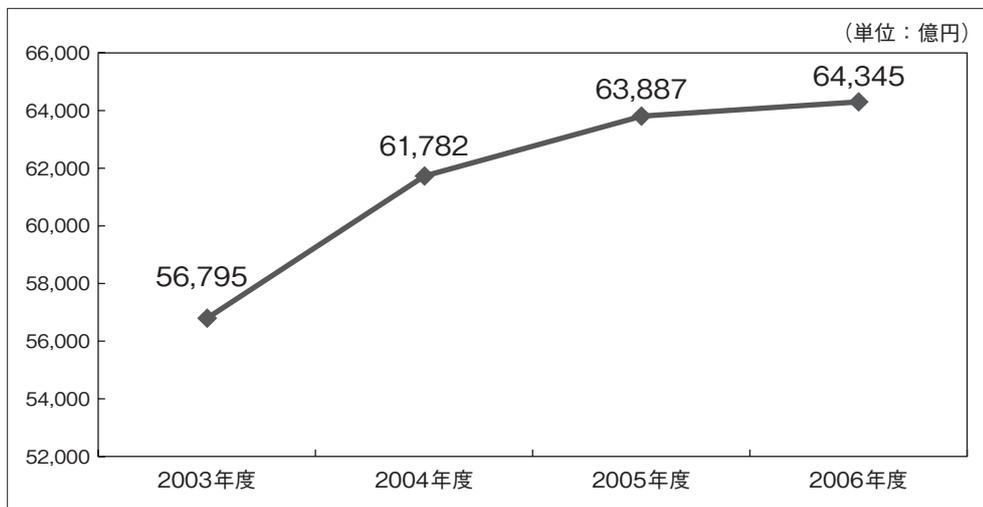
図表 18 営利法人数の推移





出典：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」

図表 19 介護費の推計



注：介護費とは、保険給付額、公費負担額、利用者負担額及び補足給付額(特定入所者介護サービスにかかる給付額)を合計した額。

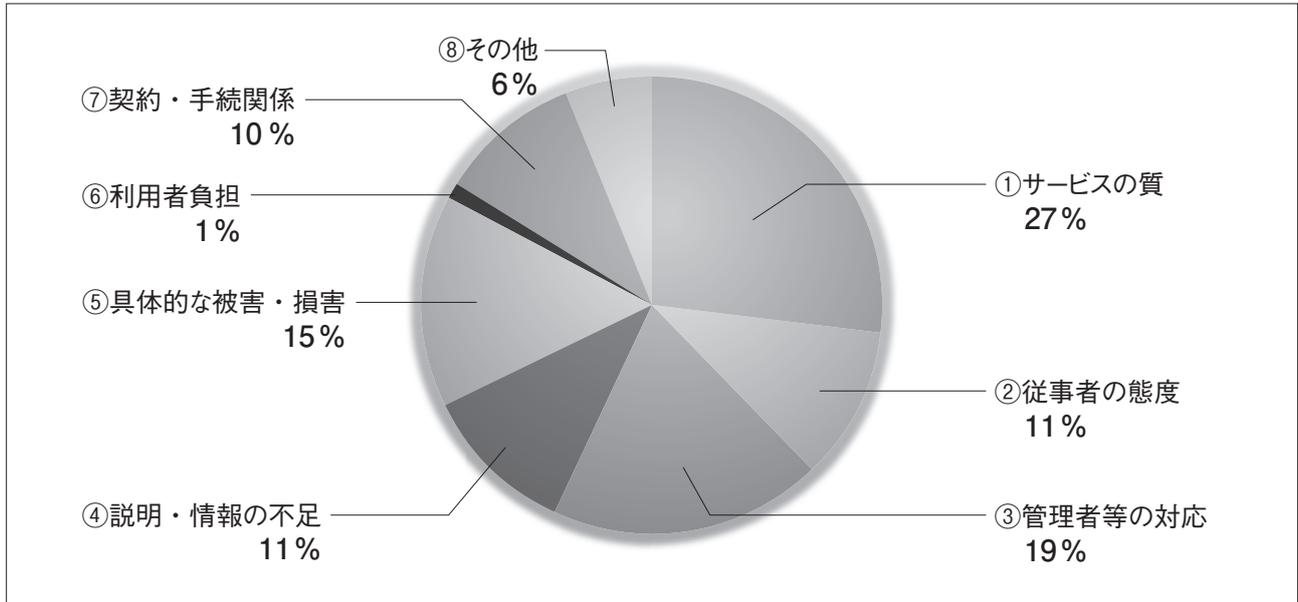
出典：社団法人国民健康保険中央会「介護給付費の状況(平成18年度分)平成19年7月2日発表」

図表 20 介護給付費の推計

	2006 年	2011 年	2015 年	2025 年
介護保険給付額	6.6 兆円	9 兆円	10 兆円	17 兆円

出典：厚生労働省（平成 18 年 5 月推計）

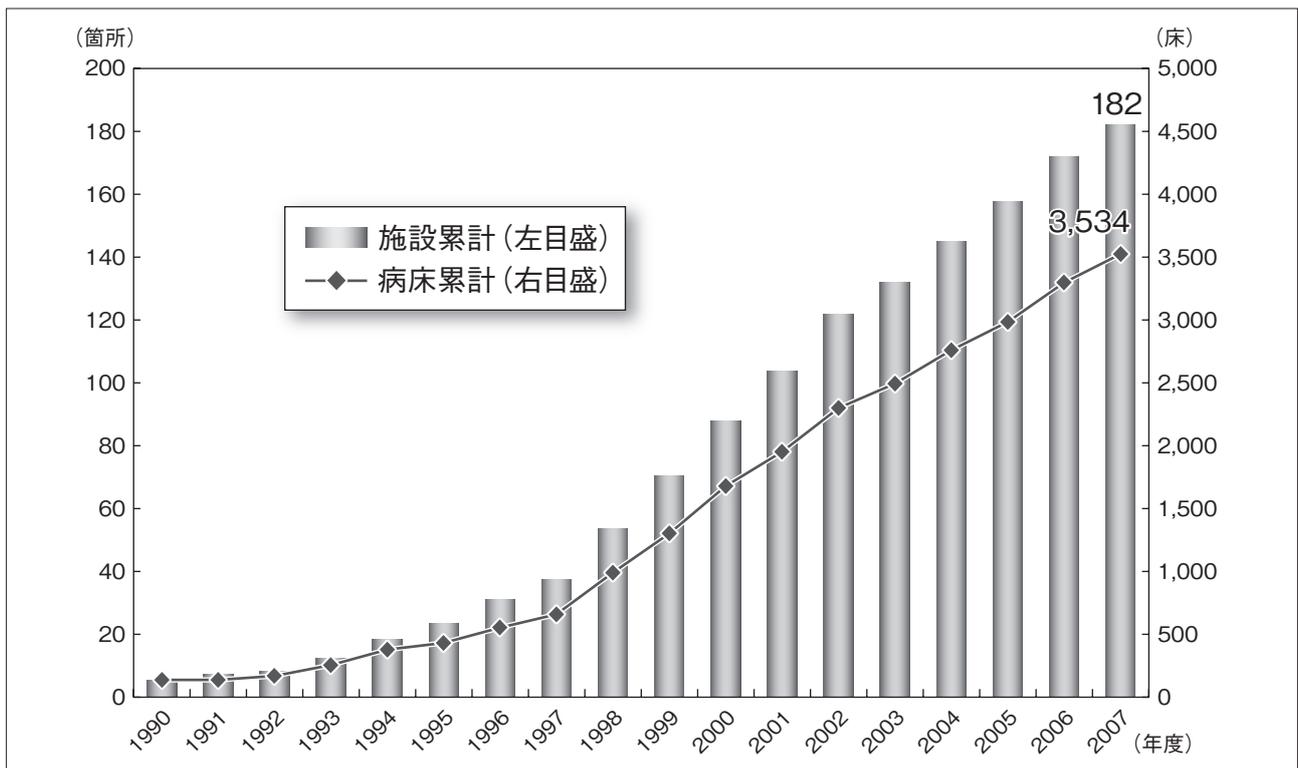
図表 21 国保連合会苦情申立内容別割合



注：平成 18 年 4 月分～平成 19 年 3 月分／406 件

出典：社団法人国民健康保険中央会資料より作成

図表 22 緩和ケア病棟入院料届出受理施設・病床数の年度推移



注1：廃止された施設（8施設）を含む（2001、2004、2005年度） 注2：既届出施設病床数の増減を含む（1998～2007年度）

出典：NPO法人日本ホスピス緩和ケア協会資料より作成

図表 23 国際高齢者年 (= 1999年) と「高齢者のための国連原則」

【国際高齢者年の目的】

第 46 回国連総会 (1991年) において採択された「高齢者のための国連原則」(the United Nations Principles for Older Persons) を促進し、これを政策及び実際の計画・活動において具体化すること

【国際高齢者年のテーマ】

「すべての世代のための社会をめざして」(towards a society for all ages)

高齢者のための国連原則	
「自立」 (independence)	<p>高齢者は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入や家族・共同体の支援及び自助努力を通じて十分な食料、水、住居、衣服、医療へのアクセスを得るべきである。 ・仕事、あるいは他の収入手段を得る機会を有するべきである。 ・退職時期の決定への参加が可能であるべきである。 ・適切な教育や職業訓練に参加する機会が与えられるべきである。 ・安全な環境に住むことができるべきである。 ・可能な限り長く自宅に住むことができるべきである。
「参加」 (participation)	<p>高齢者は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会の一員として、自己に直接影響を及ぼすような政策の決定に積極的に参加し、若年世代と自己の経験と知識を分かち合うべきである。 ・自己の趣味と能力に合致したボランティアとして共同体へ奉仕する機会を求めることができるべきである。 ・高齢者の集会や運動を組織することができるべきである。
「ケア」 (care)	<p>高齢者は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族及び共同体の介護と保護を享受できるべきである。 ・発病を防止あるいは延期し、肉體・精神の最適な状態でいられるための医療を受ける機会が与えられるべきである。 ・自主性、保護及び介護を発展させるための社会的及び法律的サービスへのアクセスを得るべきである。 ・思いやりがあり、かつ、安全な環境で、保護、リハビリテーション、社会的及び精神的刺激を得られる施設を利用することができるべきである。 ・いかなる場所に住み、あるいはいかなる状態であろうとも、自己の尊厳、信念、要求、プライバシー及び、自己の介護と生活の質を決定する権利に対する尊重を含む基本的人権や自由を享受することができるべきである。
「自己実現」 (self-fulfilment)	<p>高齢者は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己の可能性を発展させる機会を追求できるべきである。 ・社会の教育的・文化的・精神的・娯乐的資源を利用することができるべきである。
「尊厳」 (dignity)	<p>高齢者は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尊厳及び保障を持って、肉體的・精神的虐待から解放された生活を送ることができるべきである。 ・年齢、性別、人種、民族的背景、障害等に関わらず公平に扱われ、自己の経済的貢献に関わらず尊重されるべきである。

出典：内閣府ホームページ

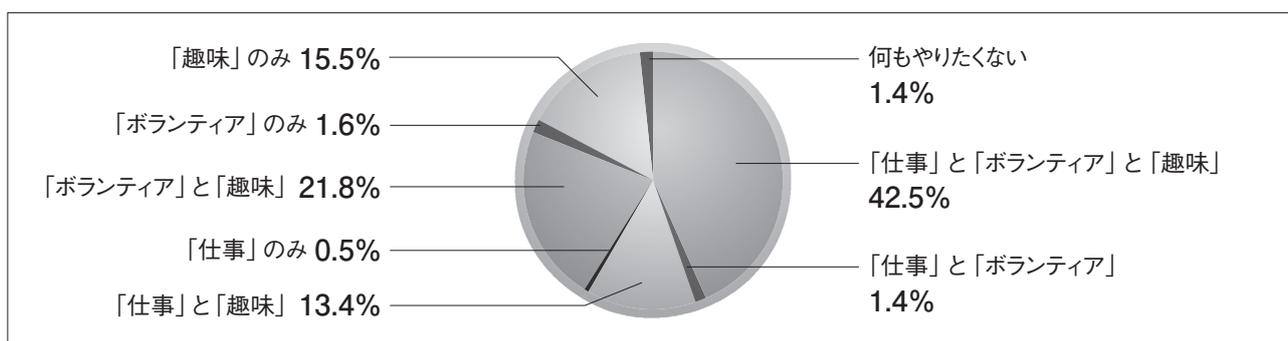
図表 24 「前例のない高齢社会に向けた対策・取組みの方向性」

○今後の前例のない高齢社会を活力あり安心できるものとしていくためには、行政や国民一人一人が、次のような方向性で政策や取組を進めていくことが必要であることを提言する。

- ①固定観念を見直し、「高齢者は高齢社会を支えることが可能な貴重なマンパワー」であると意識を転換する
- ②労使双方の努力で、「世代を通じたワークライフバランスの実現」を可能にし、働く意欲のある高齢者の「ワーク」に向けられる時間を増やす
- ③高齢者の「ライフ」を充実させるため、高齢者が地域参加するきっかけをつくることが重要であり、市町村等の「地域の仲人」的な役割に期待する
- ④高齢者が「ちょっとした手助け」に一步踏み出すことが高齢者の安心の基盤になることを考える、とりわけ、地域社会の力で高齢者を地域で孤立させないことの必要性を認識する
- ⑤自分の健康づくりは、「自己責任」という意識をもつ
- ⑥50代になったら「高齢期の人生プラン」を考えてみる
- ⑦高齢者が安心して活動しやすいまちづくりの重要性を認識する

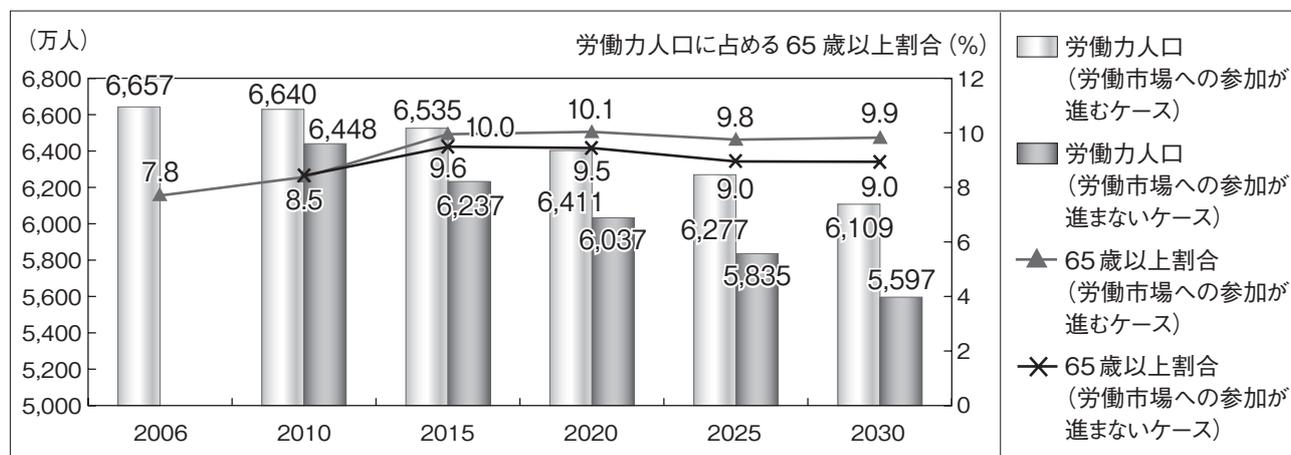
出典：内閣府「平成19年版 高齢社会白書」

図表 25 定年後の就労意向



出典：株式会社博報堂エルダービジネス推進室「団塊世代～定年(引退)後のライフスタイル調査」(平成17年)より作成

図表 26 労働人口と労働力の見通し



注1:「労働市場への参加が進まないケース」とは、性・年齢別の労働力率が2004年実績と同じ水準で推移すると仮定したケース

注2:「労働市場への参加が進むケース」とは、各種施策を講じることにより、より多くの高齢者が働くことが可能となったと仮定したケース

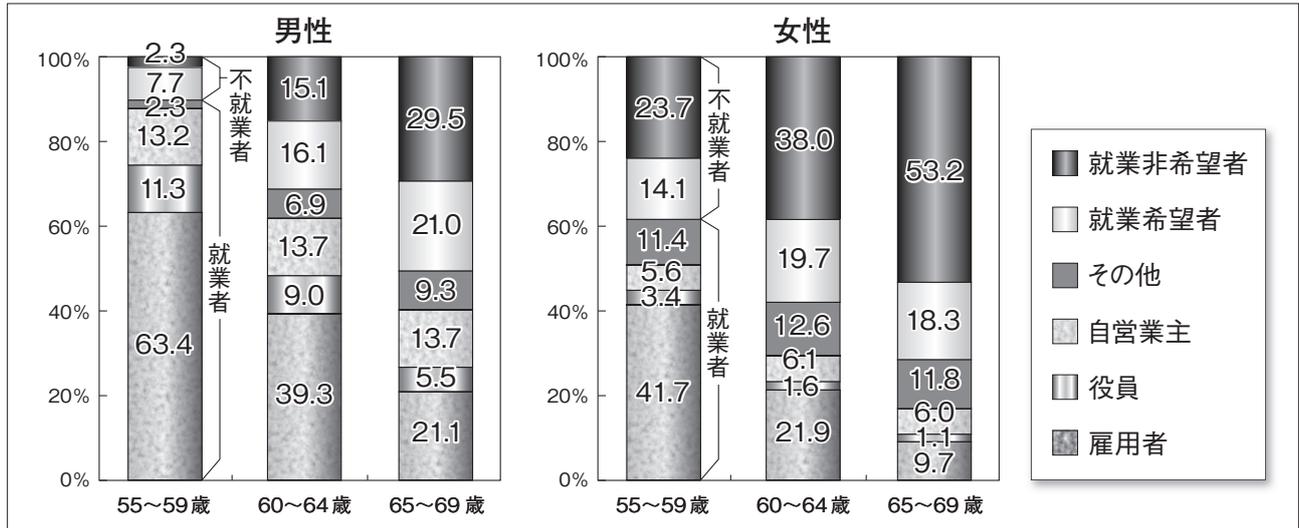
出典：2006年は総務省「労働力調査」、2010年以降は雇用政策研究会推計(平成17年)

図表 27 改正高齢者雇用安定法の内容（H16年改正）

2013年4月1日までに段階的に65歳までの

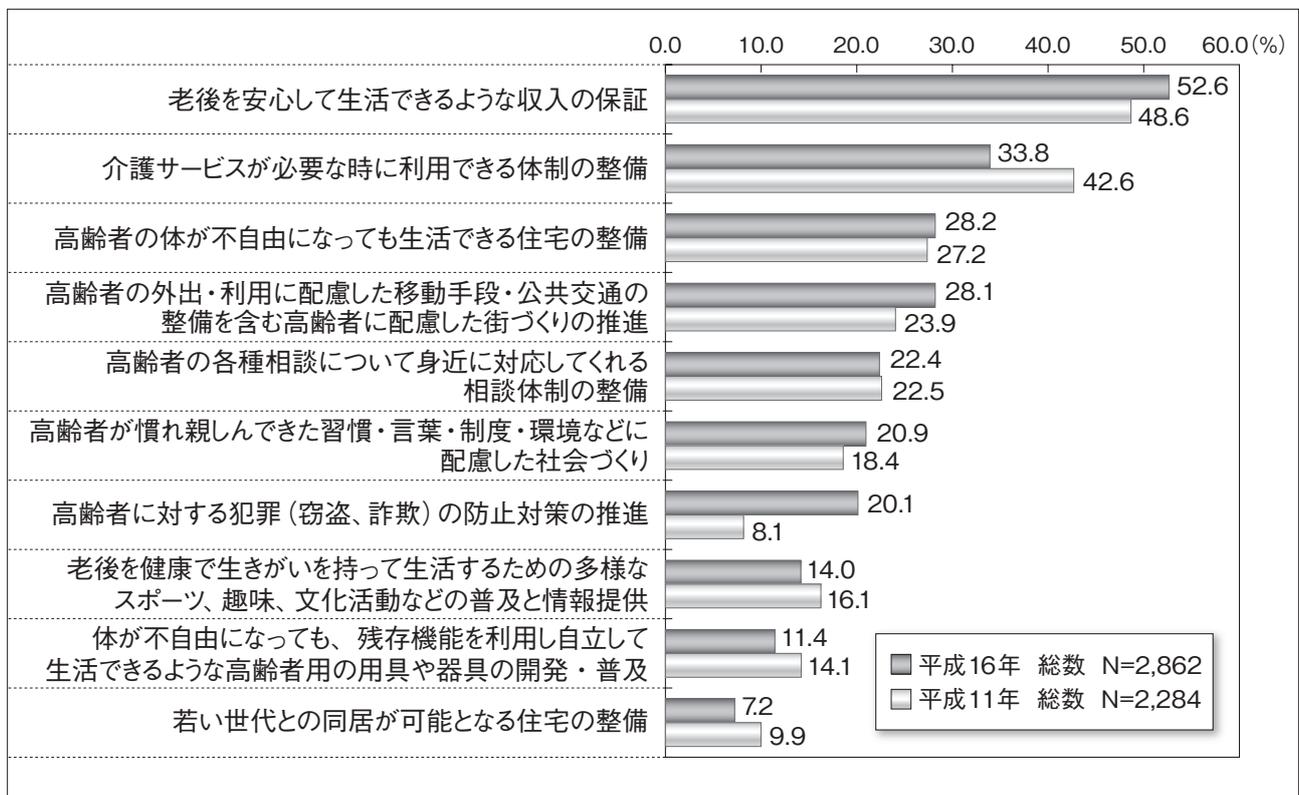
- ① 定年制度の廃止 ② 定年の引き上げ ③ 継続雇用制度の導入
 を企業に義務付け（2007年は63歳までを義務付け）

図表 28 高齢者の就業・不就業状況



出典：厚生労働省「高齢者就業実態調査」（平成 16 年）より作成

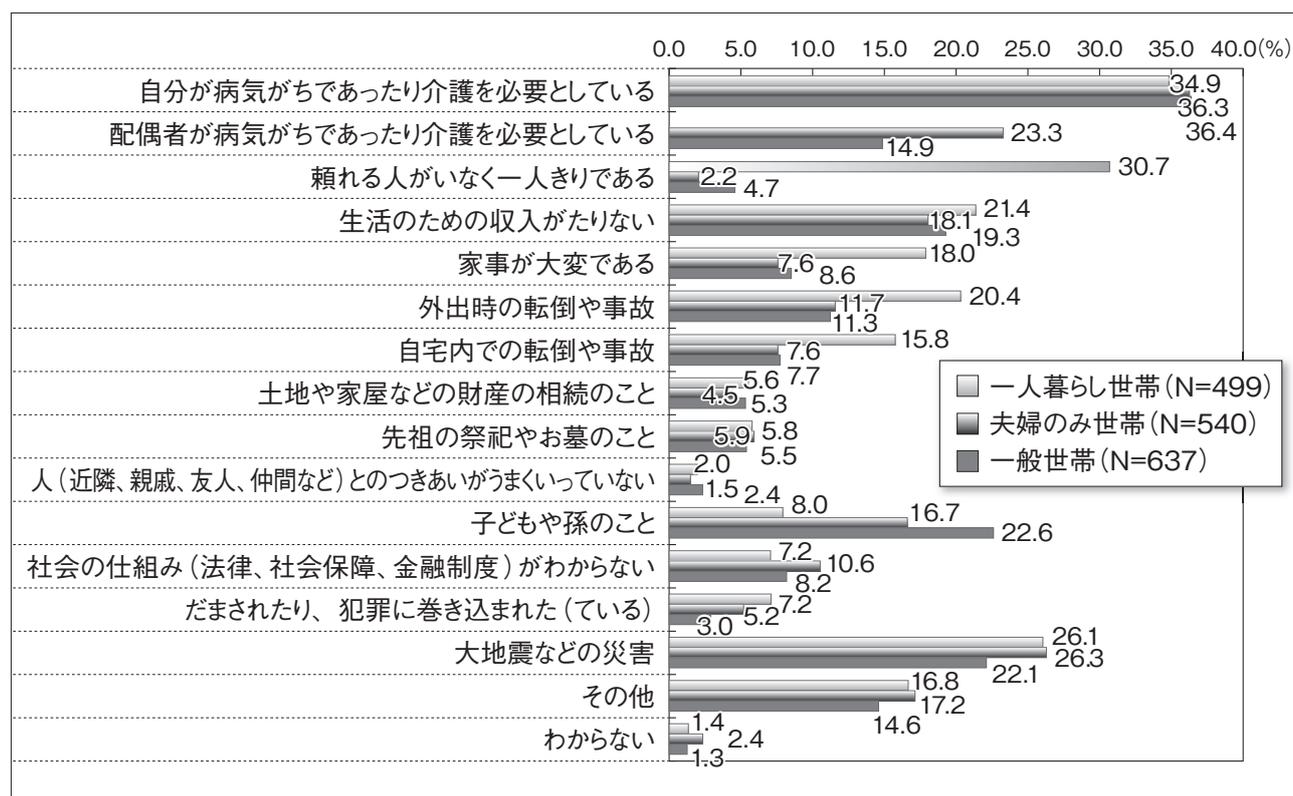
図表 29 高齢者の意識（ニーズ）①：日々の暮らしに関し社会として重点を置くべきもの



注：全国 60 歳以上の男女からの回答（層化二段階無作為抽出）、複数回答

出典：内閣府「平成 16 年度 高齢者の日常生活に関する意識調査」

図表 30 高齢者の意識（ニーズ）②：日常生活での心配ごとの内容

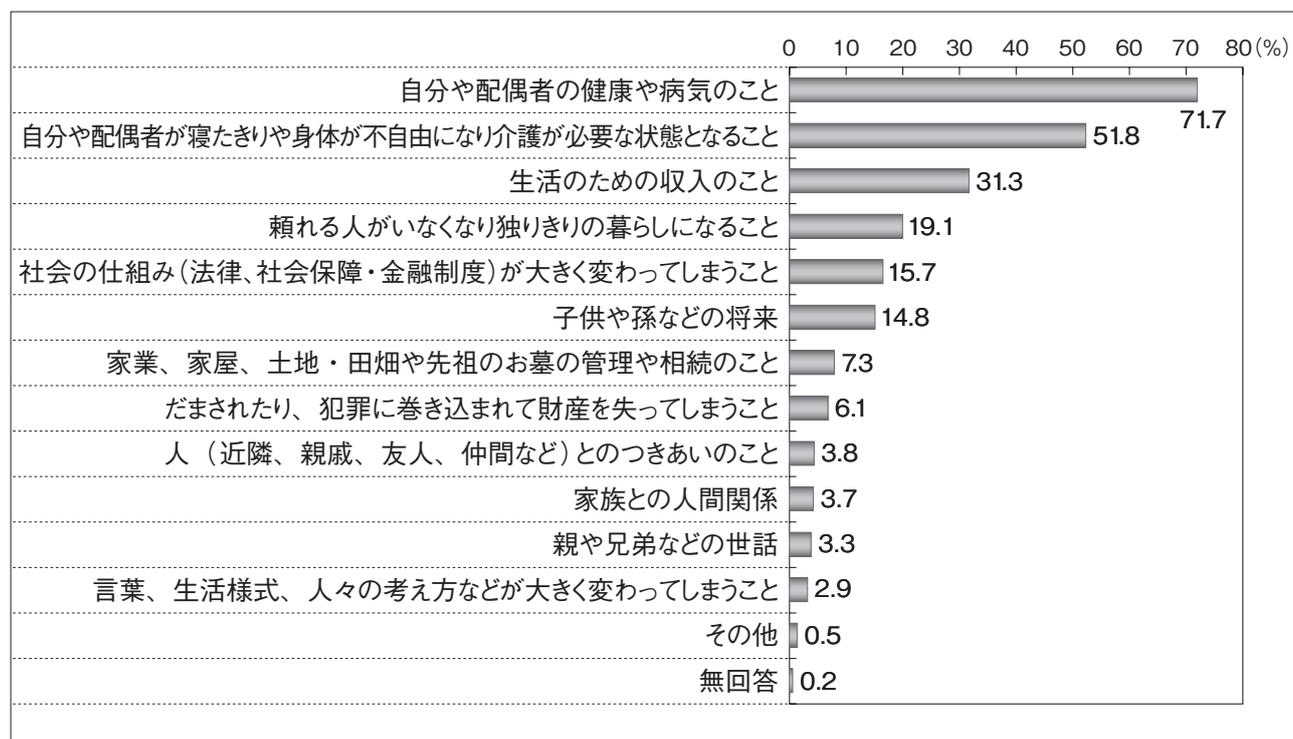


注 1：全国の「65 歳以上の一人暮らし世帯の男女」、「夫婦ともに 65 歳以上で夫婦のみの世帯の男女」、「特に属性を限定しない世帯の 65 歳以上の男女を対象」

注 2：上図は、上記 3 つの世帯類型別の複数回答

出典：内閣府「平成 17 年度 世帯類型に応じた高齢者の生活実態等に関する意識調査結果」

図表 31 高齢者の意識（ニーズ）③：将来の日常生活で不安を感じる理由

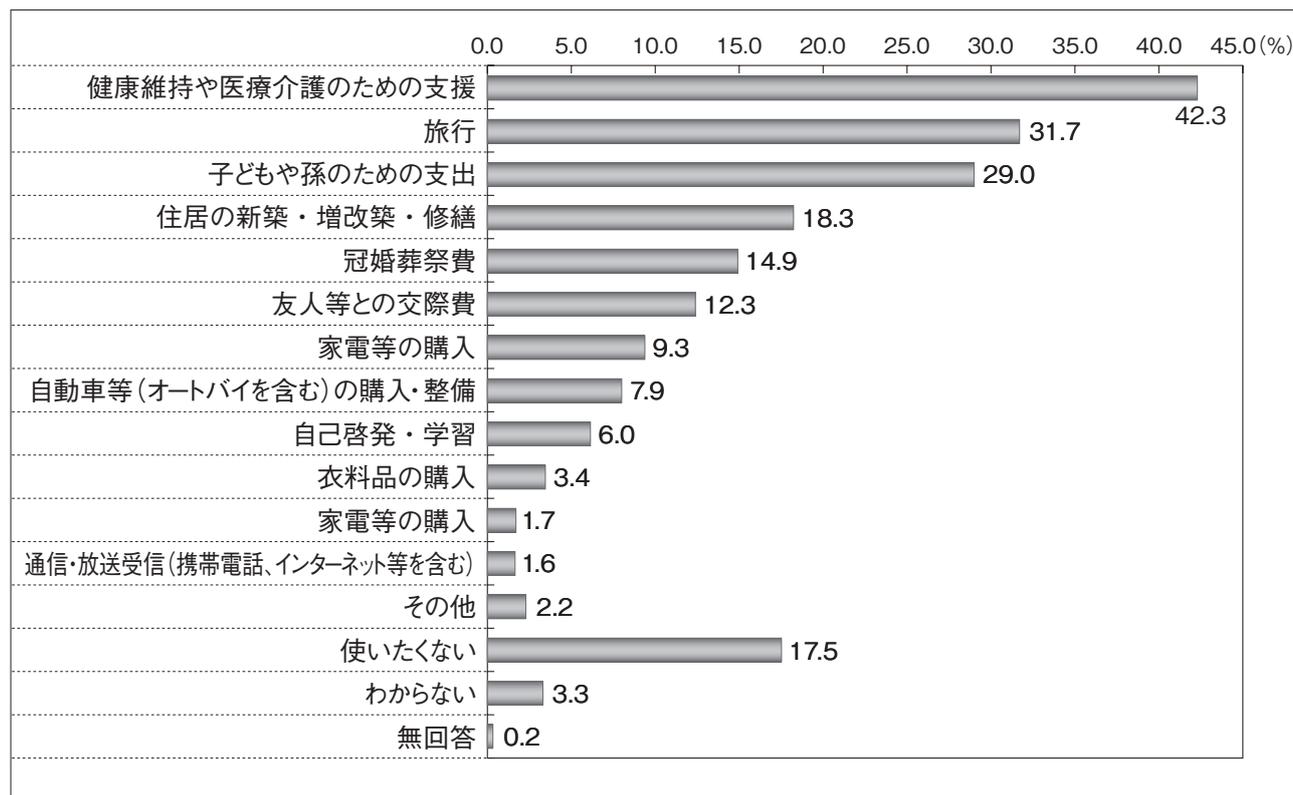


注 1：全国 60 歳以上の男女からの回答（層化二段無作為抽出）、N = 2,862

注 2：上図は 60 歳以上の男女（n = 1,943）、複数回答

出典：内閣府「平成 16 年度 高齢者の日常生活に関する意識調査」

図表 32 高齢者の意識（ニーズ）④：優先的にお金を使いたいもの

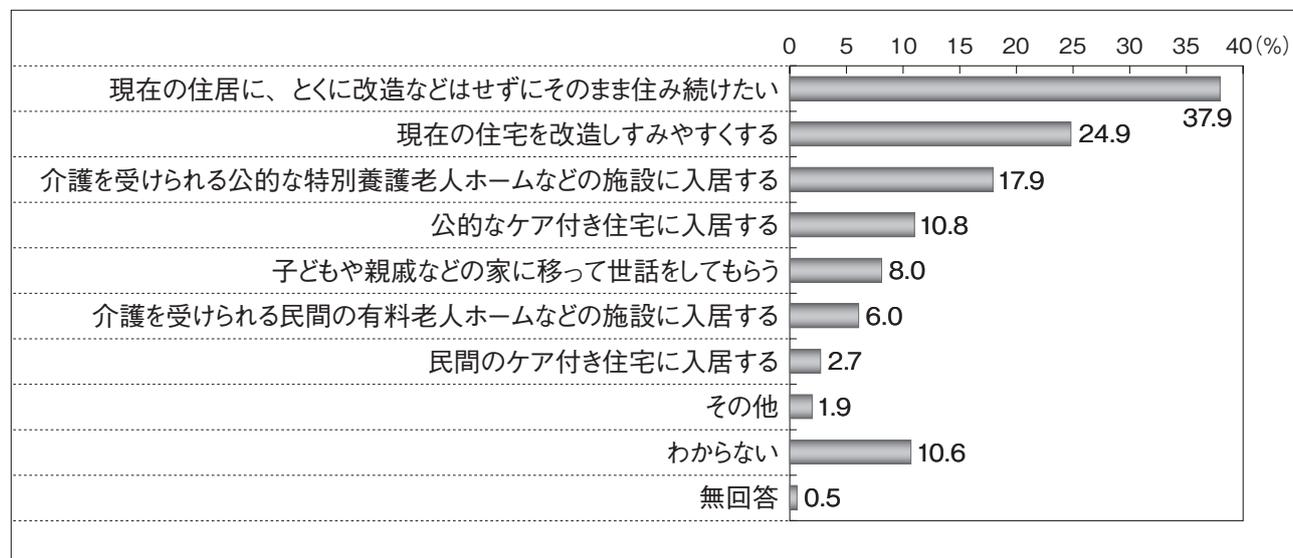


注 1：調査対象は全国 55 歳以上の男女、層化二段無作為抽出、N = 2,167

注 2：上図は「60 歳以上の計 (n = 1,792)」で作成、3 つまでの複数回答

出典：内閣府「平成 18 年度 高齢者の経済生活に関する意識調査」

図表 33 高齢者の意識（ニーズ）⑤：虚弱化したときの居住形態

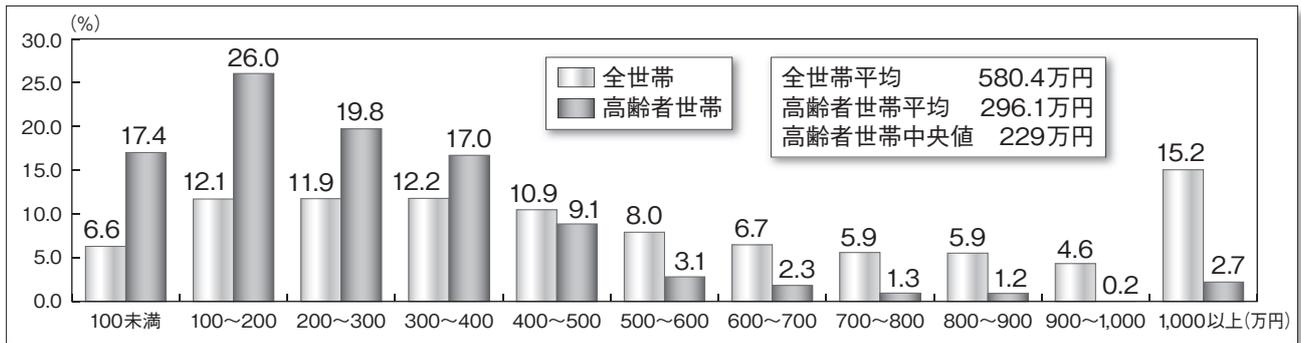


注 1：全国の 60 歳以上の男女 (層化二段無作為抽出)、N = 1,886

注 2：上図は複数回答

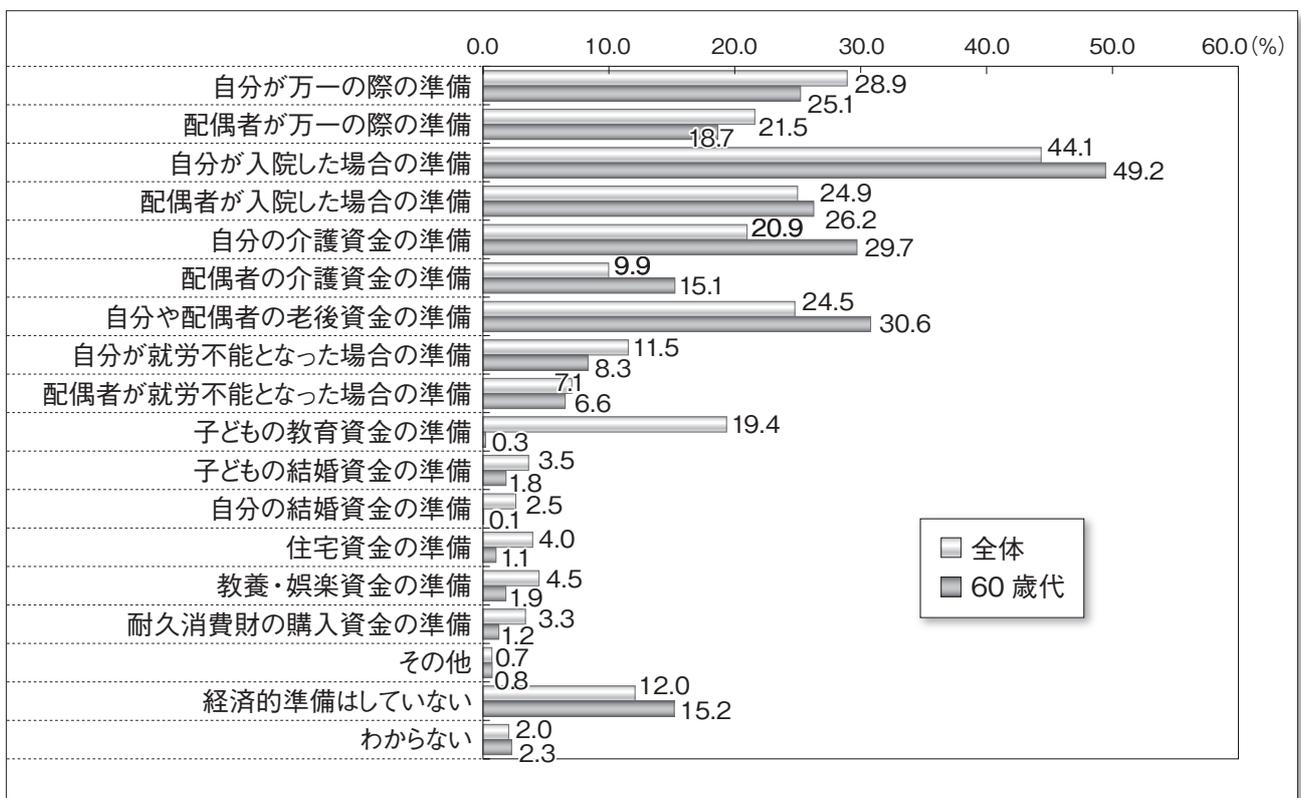
出典：内閣府「平成 17 年度 高齢者の住宅と生活環境に関する意識調査」

図表 34 高齢者世帯の年間所得の分布（平成 16 年 1 年間の所得）



注：高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
 出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成 17 年）

図表 35 家庭内で重視する経済的な準備項目



注：全国男女 18 歳～ 69 歳（層化二段無作為抽出）、N=4,059
 出典：生命保険文化センター「平成 19 年度 生活保障に関する調査」

図表 36 老後の生活資金をまかなう手段

（複数回答、単位：%）

	総数	公的年金	・企業年金 退職年金	個人年金 保険	金変額個人年金 保険(※)	金型商品 損保の年	生命保険	預貯金	有価証券	不動産による収入	老後も働いて得る収入	子どもの援助	その他	わからない
平成 10 年度	4,217	82.0	37.0	40.1	-	5.8	24.9	64.1	4.4	4.3	18.4	4.0	0.1	5.6
平成 13 年度	4,197	84.3	40.1	36.7	-	6.0	23.5	64.5	5.9	4.4	18.5	3.5	0.4	4.5
平成 16 年度	4,202	83.4	33.9	31.8	-	4.7	18.5	63.1	5.3	4.1	19.3	4.0	0.6	4.8
平成 19 年度	4,059	86.2	38.6	33.9	9.0	5.0	15.1	64.6	7.3	4.8	18.4	3.3	0.7	4.1

注：全国男女 18 歳～ 69 歳（層化二段無作為抽出）

※平成 19 年調査から新設

出典：生命保険文化センター「平成 19 年度 生活保障に関する調査」

図表 37 団塊世代の時代背景年表

年 ＜ ＞内は団塊の世代の年齢	政治・経済関係 ()内は海外の出来事	社会・文化関係など
1947(昭和22)年 <0>	日本国憲法施行	
1950(昭和25)年 <1-3>	(朝鮮戦争) 特需景気	
1951(昭和26)年 <2-4>	日米安全保障条約調印	
1953(昭和28)年 <4-6>	独占禁止法改正公布	NHK テレビ放送開始 街頭・店頭テレビ人気化
1954(昭和29)年 <5-7>		3種の神器(冷蔵庫・洗濯機・掃除機) 第1回全日本自動車ショー (現:東京モーターショー)開催
1955(昭和30)年 <6-8>	神武景気('54.末~'57.上) GATT加盟 高度成長期突入	トランジスタラジオ発売
1956(昭和31)年 <7-9>	経済白書「もはや戦後ではない」 国連加盟	初の公団住宅募集開始
1957(昭和32)年 <8-10>	なべ底景気('57.下~'58.下)	五千円札、100円硬貨発行
1958(昭和33)年 <9-11>		インスタントラーメン発売 1万円札発行 東京タワー完成
1959(昭和34)年 <10-12>	岩戸景気('58.上~'61.下)	皇太子結婚パレード 伊勢湾台風
1960(昭和35)年 <11-13>	貿易為替自由化の基本方針決定 所得倍増計画決定	ダッコちゃん発売 トランジスタ・テレビ発売 NHK カラーテレビ本放送開始
1963(昭和38)年 <14-16>	貿易外取引管理令公布	初の日米テレビ宇宙中継
1964(昭和39)年 <15-17>	OECDに加盟	みゆき族登場 東海道新幹線開業 東京オリンピック開催
1965(昭和40)年 <16-18>	戦後初の赤字国債発行決定	名神高速道路全線開通
1966(昭和41)年 <17-19>	いざなぎ景気('65.下~'70.上)	ビートルズ来日 人口1億人突破 3C(カラーテレビ、クーラー、車)が 「新三種の神器」となる
1967(昭和42)年 <18-20>	資本取引自由化の基本方針決定 公害対策基本法公布施行	ミニスカート流行 グループサウンズブーム
1969(昭和44)年 <20-22>	新全国総合開発計画	東大安田講堂封鎖解除
1970(昭和45)年 <21-23>		「an・an」創刊 日本万国博覧会開催
1971(昭和46)年 <22-24>	ドルショック	カップめん発売 マクドナルド1号店開店 2次ベビーブーム('71~'73)
1972(昭和47)年 <23-25>	「日本列島改造論」	「恍惚の人」 沖縄返還 冬季オリンピック札幌大会開催
1973(昭和48)年 <24-26>	変動為替相場制へ移行 第一次石油危機	
1974(昭和49)年 <25-27>	狂乱物価 戦後初のマイナス成長	コンビニエンスストア1号店開店 巨人軍、長嶋引退
1976(昭和51)年 <27-29>	ロッキード事件	
1977(昭和52)年 <28-30>		平均寿命男女とも世界一になる
1978(昭和53)年 <29-31>	日中平和友好条約	新東京国際(成田)空港開港
1983(昭和58)年 <34-36>	第二次石油危機	東京ディズニーランド開園
1985(昭和60)年 <36-38>	G5プラザ合意(円高)	つくば万博開幕
1986(昭和61)年 <37-39>	円高不況	
1987(昭和62)年 <38-40>	(米、ブラックマンデー)	国鉄・分割民営化、JR発足
1988(昭和63)年 <39-41>	バブル元年 (ソ連、ペレストロイカ)	
1989(平成元年)年 <40-42>	消費税導入 (ベルリンの壁崩壊)	
1991(平成3)年 <42-44>	バブル崩壊	
1993(平成5)年 <44-46>	環境基本法公布	この頃からリストラが始まる
1995(平成7)年 <46-48>	円最高値(1ドル=79.75円)	阪神・淡路大震災 マイクロソフト社日本語 OS 発売
2000(平成12)年 <51-53>	介護保険制度スタート	ITブーム(バブル)

注1: ここにおける「団塊の世代」は1947(昭和22)年~1949年(昭和24)年生まれをさす。

注2: 上記の事象の中には、記載年次に幅がある内容を含む。

出典: 毎日新聞社「戦後50年」(平成7年)、岩波書店「日本史年表」(平成13年)など複数の年表や年鑑、産業史等の資料を参考に作成

図表 38 退職金総額の推計

	団塊世代 退職者数	モデル退職 金額(千円)	退職金総額 (百万円)
中卒	271,437	18,261	4,956,711
高卒	1,402,424	18,818	26,390,815
高専・短大	140,565	4,156	584,188
大卒・大学院	985,574	22,406	22,082,771
	2,800,000		54,014,485

注1：団塊の世代の人口約700万人の内、常用雇用者は約280万人であり、この人数を団塊の世代の総退職者数とした。

注2：学歴別平均退職金は財団法人労務行政研究所の2007年退職金・年金事情のモデル退職金を使った。

注3：団塊の世代の雇用者の学歴別割合は独立行政法人労働政策研究・研修機構の『団塊の世代』の就業と生活ビジョン調査結果(2007年)から引用した。

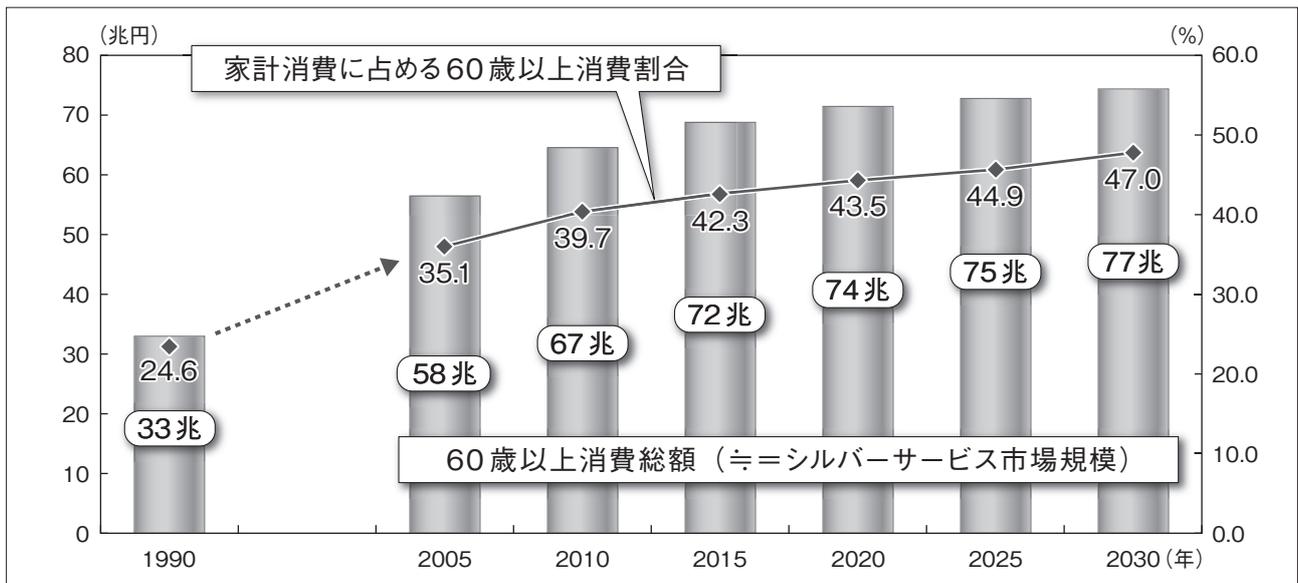
出典：株式会社ニッセイ基礎研究所試算

図表 39 団塊世代の退職による消費経済波及効果

	金額(億円)
退職準備	11,775
趣味 (スポーツ系)	2,378
趣味 (スポーツ以外)	4,448
勉強・学習	2,699
ネットワーク作りのための外食	762
退職後に必要な物品の購入	829
その他	660
退職後	65,987
退職旅行	11,160
外食	667
勉強・学習	2,440
高額商品の購入	4,040
金融商品の購入	6,755
不動産関連	40,924
総計	77,762

出典：株式会社電通 消費者研究センター
消費者研究室「ニュースリリース」(平成18年)

図表 40 家計消費に占める60歳以上高齢者消費の割合と60歳以上消費額(ニシルバーサービス市場規模)の推計



注1：2005～2030年の「家計消費に占める60歳以上消費割合」は、60歳以上人口を居住スタイル別(a単身・b夫婦のみ・cその他)に分けた上でそれぞれの人口(a・b・c)にそれぞれの平均消費支出額を乗じた合計額と、一般世帯数に年間消費支出額を乗じた額との割合を示したもの。それぞれの年間消費支出額は、総務省統計局・全国消費実態調査(平成16年：直近判明分)にもとづく。算出根拠の居住スタイル別の平均消費支出年額は、60歳以上単身188万円、夫婦のみ(=夫65歳以上・妻60歳以上世帯の数値・1人あたり)156万円、その他世帯：172万円。

注2：1990年の「家計消費に占める60歳以上消費割合」は、60歳以上人口に60歳以上平均消費支出年額153万円(1人あたり：推計値)を乗じた額と、一般世帯数に年間消費支出額を乗じた額との割合を示している。

注3：60歳以上人口は、1990年・2005年は総務省統計局「国勢調査報告」、2010年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年12月)の数値を使用。

注4：世帯数は、1990年は総務省統計局「国勢調査報告」、2005年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」(平成20年3月推計)の数値を使用。

資料：総務省統計局「全国消費実態調査」(平成元・16年)、総務省統計局「国勢調査報告」(平成2・17年)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成18年12月)、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」(平成20年3月推計)

出典：株式会社ニッセイ基礎研究所試算

「介護保険制度下におけるシルバーサービスの振興ビジョンに関する調査研究事業」

調査研究委員会および部会 委員一覧

研究委員会 ◎：委員長

- ◎田中 滋 慶應義塾大学大学院 教授
阿部 信子 ウェル・ナビ株式会社 代表取締役
猪熊 律子 読売新聞東京本社社会保障部 次長
尾形 裕也 九州大学大学院医療経営・管理学 教授
木間 昭子 NPO法人高齢社会をよくする女性の会 理事
小山 秀夫 静岡県立大学経営情報学部 教授
阪本 節郎 株式会社博報堂エルダービジネス推進室 チーフコンサルタント
関 達雄 株式会社ミレアホールディングス事業開発支援部 部長
建部 悠 有限責任中間法人日本在宅介護協会 常任理事 (株式会社ニチイケアパレス 代表取締役社長)
対馬 徳昭 有限責任中間法人全国介護事業者協議会 会長 (ジャパンケアグループ代表)
筒井 義信 日本生命保険相互会社 取締役常務執行役員
前川 一博 松下電工株式会社エイジフリー事業推進部 推進部長
村田 裕之 財団法人社会開発研究センター 理事長 (村田アソシエイツ株式会社 代表取締役社長)

介護サービス部会 ◎：部会長

- ◎尾形 裕也 九州大学大学院医療経営・管理学 教授
石尾 肇 公認会計士
市原 俊男 株式会社サン・ラポール南房総
代表取締役 (平成19年度のみ)
北村 俊幸 有限責任中間法人日本在宅介護協会
研修広報副委員長
(株式会社ニチイホーム 代表取締役社長)
武田 雅弘 特定施設事業者連絡協議会 事務局長
(平成18年度のみ)
(株式会社ベネッセスタイルケア
法務・コンプライアンス部長)
内藤 佳津雄 日本大学文理学部 教授
馬袋 秀男 有限責任中間法人全国介護事業者協議会監事
(株式会社クロス・ロード 代表取締役社長)
東畠 弘子 ジャーナリスト
藤井 賢一郎 日本社会事業大学大学院 准教授
藤林 慶子 東洋大学社会学部 准教授

民間保険部会 ◎：部会長、○：副部会長

- ◎江口 隆裕 筑波大学ビジネス科学研究科 教授
○堀田 一吉 慶應義塾大学商学部 教授
有田 礼二 東京海上日動火災保険株式会社
公務開発部 部長
小柳 樹弘 株式会社損害保険ジャパン
企画開発部 課長
清水 博 日本生命保険相互会社
商品開発部 部長
野田 敏明 株式会社明治安田生活福祉研究所
取締役福祉社会研究部 部長
本間 郁夫 第一生命保険相互会社
生涯設計企画部 部長
山口 正統 三井住友海上火災保険株式会社
傷害長期保険部
介護・サービス室 室長

注1：本ビジョンの策定に際しては、平成18年度および平成19年度の2カ年をかけて、上記のメンバーで検討を行いました。
注2：委員長、部会長、副部会長を除き50音順、敬称略。

シルバーサービス振興ビジョン

～シルバーサービスの新たな地平をめざして～

発行 社団法人シルバーサービス振興会
〒102-0083 東京都千代田区麹町3丁目1番地1
TEL. 03-5276-1600 FAX. 03-5276-1601
<http://www.espa.or.jp/>
発行月 平成20年3月

この調査研究事業は、厚生労働省の老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分) 事業の一環として行われたものです。